

生活福祉委員会記録

○開催日時

令和4年6月27日 午前10時～午後3時16分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

委員長 帶田 裕達
副委員長 落口 久光
委員 瀬尾 和敬
委員 福田 俊一郎
委員 井上 勝博

委員 下園 政喜
委員 阿久根 憲造
委員 犬井 美香
委員 溝上 一樹

○その他の議員

議員 石野田 浩
議員 宮里 兼実
議員 森永 靖子

議員 成川 幸太郎
議員 屋久 弘文

○説明のための出席者

市民安全部長 上戸 理志
次長（危機管理担当） 遠矢 一星
市民課長 東田 幸一
防災安全課 堂元 光信
原子力安全室 宮田 高敬
環境課長 奥平 幸雄
課長代理 原 暢幸
税務課長 山口 隆雄
収納課長 国分 修

医療対策監 古里 洋一郎
市民健康課長 黒木 諭
保険年金課 山元 茂

市民福祉部長 小柳津 賢一
障害・社会福祉課長 紙屋 一朗
高齢・介護福祉課長 中俣 賢一郎
保護課長 新川 皇祐
子育て支援課長 福森 ひとみ

消防局長 佐多 孝一
消防総務課長 松下 直生
警防課長 濱田 浩
予防課長 森山 勝男
通信指令課長 元島 猛

水道局長 今井 功司
経理担当課長 横山 満
上水道課長 今村 淳一
下水道室長 松野 信作

○事務局職員

議会事務局長 道場 益男
議事調査課長 川畑 央

課長代理 前門 宏之
議事グループ員 山口 仁美

○審査事件等

付託事件名	所 管 課
議案第59号 財産の取得について 議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	消 防 総 務 課 警 防 課 予 防 課 通 信 指 令 課
議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第67号 令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 議案第68号 令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算 (所管事務調査)	経 営 管 理 課 上 水 道 課 下 水 道 室
(所管事務調査)	市 民 課 防 災 安 全 課 原 子 力 安 全 室 環 境 課
議案第58号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	税 務 課 収 納 課
議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第66号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (所管事務調査)	市 民 健 康 課
(所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課
(所管事務調査)	保 護 課
議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
議案第65号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)

△開 会

○委員長（帯田裕達）ただいまから、生活福祉委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議ありませんので、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、1名から傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において、随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（帯田裕達）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第59号 財産の取得について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第59号財産の取得についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）議会資料の1ページを御覧ください。

財産の取得について、現在、中央消防署に配備してあります救助工作車の更新整備のため、財産を取得するものでございます。

財産の名称は、救助工作車Ⅱ型で、数量は1台、取得価格及び取得の相手方については、記載のとおりでございます。

（5）財産概要を御覧ください。

シャシは、4WD、キャブオーバー型ワイドシングルキャブ低床式、排気量は5123cc、乗車定員は5名となっております。

納期につきましては、令和5年3月上旬を予定しております。なお、写真は、取得の相手方が代理店契約を行っている艤装メーカーの製作車両となります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）私も素人で、いろんなものをちょっとまだ調べてきていないのでちょっとお聞きしたいんですけども、今の救助工作車Ⅱ型1台で、金額が1億3,970万円ほどというこ

とで、ちょっと私の想像の中でそれぐらいのこの金額というのが想像ができないところなんですけど、更新基準であったり、年間の出動回数、そして使用頻度と更新前の工作車との違いなどがもしありましたら教えてください。

○消防総務課長（松下直生）今、委員からの御指摘の値段につきましては、車体価格の高騰、それと積載する資機材の高騰などにより高額となっております。

本市だけがこの金額ではなくて、近隣の霧島市、始良市につきましても、同様の金額となっております。

あと、それと出動等につきましては、救助工作車は、交通事故とかそういった救助出動だけでなく、火災にも出動します。火災出動の際に夜間ですと、照明を照らしたりとか、あと火災では、火災の現場に空気呼吸器等を着装して、人命活動を行うようになっております。

○委員（犬井美香）更新基準などがあるのか、ないのか。あとも、年間出動回数とか行っても、今、説明があったように照らしたりとかというのがあるので、必ず何かをされているのかもしれないんですけど、何もしないことがもしあるとすれば、その頻度であったりとか、あと更新するに当たって、前の工作車と変わりはないのかというのを知りたいです。

○消防総務課長（松下直生）申し訳ございませんでした。

更新基準につきましては、県内の消防本部の更新基準を参考にしております。救助工作車の更新年数は21年であります。

あとそれと、今のものと違う点は、車両の形がハイルーフ型で高くなっております。それと今回、クレーンを装着するのが大きく2点違います。出動回数につきましては、警防課長のほうに御説明させてよろしいでしょうか。

○警防課長（濱田 浩）ただいまありました救助出動の回数になりますが、昨年度のデータとなりますが、昨年38件の出動を行っております。内訳としましては、火災が3件、交通事故17件、水難事故2件、自然災害1件、機械による事故1件、建物等の事故ということで10件、その他の事故で4件出動しております。

特に、建物等の事故におきましては、救急現場

におきまして独り暮らしの方とかいらっちゃって
屋内に侵入できないと、そういった場合に救助工
作車が出動して対応をしているところございま
す。

○委員（犬井美香）高さであったり、クレーン
を装着するということで、新しいものがまた更に
使いやすく機能的にという部分が、多分あると思
います。今、御説明いただいたように様々な現場
でやはり対応するためには、このような今は資機
材の高騰であったりということで高くても、やは
りきちんと備えておかなければいけないというの
はよく分かりましたので、今後もまたよろしくお
願います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めま
す。

これより討論、採決を行います。討論はありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり
可決すべきものと認めることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決
定しました。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一
般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次は、議案第64号令
和4年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とし
ます。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（松下直生）予算に関する説
明書、第2回補正の36ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費で、補正額91万
2,000円の増額です。内容としましては、右
側説明欄を御覧ください。

常備消防一般管理費の消耗品費としまして、新
型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
を活用させていただき、新型コロナウイルスの感
染患者及び感染が疑われる傷病者に対する、救急

活動時における救急隊員の感染を防止するため、
感染防護具等を整備するものと、職員の消防活動
時において、飛沫感染防止を目的に、マスク着用
時でも使用可能な電子ホイッスルを整備するもの
です。

次に、4目非常備消防施設費では、補正額
235万5,000円の増額です。内容としまし
ては、右側説明欄を御覧ください。

非常備消防車両等購入費として、鹿島地域の消
防団に配備しております、小型動力ポンプ1台の
更新整備に伴う備品購入費と、購入に伴う小型動
力ポンプの架台取付け製作業務の委託料を措置し
たところです。なお、この事業は、県の特定離島
ふるさとおこし推進事業による内示を受けて、事
業の予算計上を行ったものです。

続きまして、歳入について、御説明申し上げま
すので、16ページをお開きください。

17款県支出金、2項県補助金、7目消防費補
助金、1節消防費補助金、183万9,000円
は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、
補助率は10分の8でございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を
行います。

当局に説明を求めます。

○予防課長（森山勝男）それでは、私のほう
から所管事務につきまして御説明いたしますので、
委員会資料の2ページを御覧ください。

初めに、1、第45回全国消防職員意見発表会
の結果についてです。

今月8日の水曜日に、横浜市のパシフィコ横浜
で開催された表記の大会で、下甌分駐所の鶴永淳
之介消防士長が九州地区代表として出場し、最優
秀賞を受賞しました。当消防局職員として初の快
挙となったところです。

次に、同じく2ページの下段、2の第44回県
消防救助技術指導会についてです。

先月５月２７日金曜日に、日置市にある鹿児島県消防学校で開催の表記指導会に県下消防職員総勢４０７名が出場しました。

本市消防局からも７種目に、合計３２名の職員が出場、障害突破の室田チームが１位の成績で、長崎県で開催予定の九州大会に出場することになりました。

続いて、４ページ下段、６、消防局マスコットキャラクター決定式及び感謝状贈呈式についてです。

先月２６日木曜日１６時半から川内商工高等学校校長室において、表記決定式及び感謝状贈呈式を実施しました。

これは、消防局でマスコットキャラクターの作成を企画、川内商工高等学校美術部にキャラクター案の作成を依頼したところ、９名の生徒さんからデザインを頂きました。局内選考の結果、インテリア科２年の楮山ありささんの、ユリハナ君、資料写真のキャラクターを消防局マスコットに決定、感謝状の贈呈式を執り行ったものです。

次は、５ページをお開きください。

７、ＦＭさつまさんだいで火災予防方法活動についてです。

これは、５月１３日から毎週金曜日午前１０時台に消防局と「ＦＭさつまさんだい」を電話でつないで、ラジオで生放送をすることになったものです。直近で起こった火災や救急の件数のほか、聞いてためになる防災情報を市民へ向けて発信し、広めていこうとするものです。先週金曜日で通算７回目の出演を果たし、今後も情報発信に努めてまいりたいと考えております。

最後になります。１１ページを御覧ください。

１４の令和４年火災・救急件数の発生状況について説明いたします。

（１）火災救急の発生状況の表になりますが、５月末現在、火災は２３件発生し、前年と比較すると９件増えております。損害額はまだ調査中で算入していない火災の分があります。暫定の数字として御覧ください。救急については１，８２４件で、１７９件増えております。

次に、（１）右側にある小さな表は、火災による死傷者数の表になります。誠に残念ですが、今年には死者が１名、負傷者が２名発生しております。

続いて、（２）から（５）の地域別と月別の火

災発生状況、救急の発生状況は記載のとおりでございます。火災の種別で見ますと、建物火災、その他火災が昨年と比べると増加しております。林野火災は１件で同数、車両、船舶火災は発生していません。

救急の種別では急病が最も多く、全体の５６％近くを占め、転院搬送、一般負傷と続いております。なお転院搬送とは、医療機関から医療機関への救急搬送になります。また、救急搬送された方のうち、高齢者の割合は７３％近くを占めており、次いで成人、少年の順に多くなっています。

なお、（５）の表の一番下の行に記載してありますドクターヘリ要請につきましては、５月末までに４１件要請し、昨年と比較すると１件減っております。なお４１件のうち、１７件はキャンセルの件数です。要請はしたものの救急隊の現場判断、天候不良などでキャンセルとなったものです。

一番下、（６）の表は昨年中の火災・救急件数等です。御参考までに御覧ください。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（下園政喜） ３項目について質問をまとめてさせていただきます。

職員研修でございますが、横浜市への派遣が、たしか５年目かと思えますけれども、大変よい結果が出ているような話を聞きますので、今後、継続されるのかその辺を教えてください。

それと、６番目、マスコットキャラクターですが、大変すばらしいものが、かわいいものができたと思っております。経費はどのくらいかかるのか、そしてまた、いつこれが出来上がるのか、なるべく早くしてほしいですけど、その辺をお聞きます。

それから１４番目、救急の発生のために、２市２町で取り組んでおります指令室の統合について、今現状、どこら辺までいっているのかお知らせください。

○消防総務課長（松下直生） まず、私のほうから、横浜市消防局への派遣についてお答えさせていただきます。

昨年まで今現在、派遣している職員を含めまして６名の派遣をしております。委員質問のこれが続くかということにつきましては、非常にすばら

しい研修だと思っております。できる限り長く研修をしたいと考えておりますが、まだ、いつまでという期間につきましては、検討・研究中であります。

3点目の北薩3消防本部の現状の御質問についてお答えいたします。

現在、システム構築のための設計業務委託料としまして、今、業者を選定している状況でございます。業者が決まりましたらシステム構築のこういったものが適切なのか、そういったものの資機材の構築をしていただきまして、共同運用に向けての内容等を協議してまいります。今のところ、そのような現状でございます。

マスコットキャラクターについては、担当課長が御説明いたします。

○予防課長（森山勝男） マスコットキャラクターについては、ありがとうございます。

経費ですけれども、今、予防課内、消防本部でいろいろ考えておりますが、着ぐるみとか、あと指人形とかそういったものを考えておりますけれども、経費をちょっと今から調べていく段階になると思うんですけれども、聞いた話では、着ぐるみについては、少し高額な話も聞きます。なので、今後、検討・研究しながら効果的なキャラクターの広報について考えていきたいと考えております。

いつごろできるかとおっしゃいましたけれども、来年度以降、実現できるようにしていきたいと考えております。

○委員（下園政喜） 来年度と言われましたか、せっかく川内商工の生徒さんたちが一所懸命になって考えて作ってくれて公表されたわけですから、何か、即こういうことを実行してほしいなというふうに思うんですけど、やっぱり無理ですか。

○予防課長（森山勝男） 予算を伴わない部分、あと広報紙とか、消防局のホームページそういったSNSを活用してキャラクターの積極的な発信は今もやっております。

○委員（犬井美香） 先ほど御紹介があったように、職員の鶴永さんが最優秀賞を取られたということで、本当に名誉なこと、これまでになかったことだというふうに認識しております。そういうすごくうれしいことがある一方で、金曜日にも、ちょっと報道がありました件なんですけれども、これについてよろしいでしょうか。

○委員長（帯田裕達） 犬井委員、最初に話をしましたように、この消防局の所管事務が終わった後に時間を設けますので、その件についてはここではすみませんけどお願いします。

ほかにありませんか。

○委員（犬井美香） 消防団の団員の人員を今回は載せていただいているんですけれども、軒並み定数に足りない消防団が多いというふうに私も思いました。その中にあって、下甌方面隊はたくさんプラスの人数もいらっしゃるんですけど、特に鹿島のところが定員数よりも多いというふうになっているんですけれども、これは何か要因とか、構成の年代とかというのはお分かりでしょうか。

○警防課長（濱田 浩） 今、質問いただきました鹿島分団についてですが、今回、支所の再編によりまして、鹿島分団の方々に所属されていた鹿島支所の方、その方が引き続き残っていただいたというところで人数も多くなっているところでございます。

あと、年齢層については、60歳以上に限って言えば5人所属していらっしゃいますので、あとはそれぞれの5歳刻みでいくと均等な人数で入団していただいているのかなと数値的には出ています。

○委員（犬井美香） ありがとうございます。一方では前からちょっと言っているようにこの団員の減少というところにあって、いろいろそれこそ研究をされたり、いろんなことを考えていらっしゃると思うんですけれども、この定数はやはり10名以上の定数が不足している団などもあるようですが、この定数に対する考え方、先ほどの資機材も含めですけど、以前よりは、やはりいろんなものが消防車にしても使い勝手のよい機能のよいものが配置されているのかなと思うと、これほどの人数が要るのか要らないのかというところも含め、定数の見直しなどは検討されていらっしゃいますでしょうか。

○警防課長（濱田 浩） 今回、定数の見直しは考えていないかということなんですけど、実際、団員確保について今回から市長を座長とした令和プロテクトトークの中でも、消防団員の確保について議論を進めて、その中でも定数見直し等の意見も出ておりますので、消防局とそれから消防団とまた話を進めながら、定数についても議論は進

めたいと考えております。

その出された意見の中でも、地域によっては若い人を探してももういないというところ等もありますので、実際定数の考え方が、薩摩川内市が合併しました平成16年10月の段階での考え方です。今後、議論を進めて定数が、どうあるべきかというのは、協議を進めながら適切な対応をしていきたいと考えております。

○委員（犬井美香）ありがとうございます。前向きにというか、本当に人は多分少なくなっていく一方のところもあると思いますので、ぜひ見直しなどの検討も前向きに進めていただきたいと思います。

あと、操法訓練もうあっちこっちで始まっていて、皆さん夜遅くまで頑張っている姿を見ております。少し資料を見させていただいたんですけど、操法大会の中身も少し変わっている部分もあるようですので、今回の操法大会は私も楽しみにしておりますので、見に行ってもいいですよ。ぜひ、見学をさせていただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

ここで、しばらく休憩します。

~~~~~  
午前10時25分休憩  
~~~~~  
午前11時29分開議
~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△水道局の審査

○委員長（帯田裕達）次は、水道局の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました、議案第64号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○経理担当課長（横山 満）予算に関する説

明書の42ページを御覧ください。

13款2項1目公営企業費は、コロナ禍の影響を受けている地域経済や市民生活の支援として、水道料金の基本料金を8月請求分から来年3月請求分までの8か月分を免除するための財源として、水道事業及び簡易水道事業への補助金を増額するものであります。

また、特定離島ふるさとおこし推進事業に係る財政支援として、簡易水道事業への出資金の増額をお願いするものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第67号 令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第67号令和4年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経理担当課長（横山 満）別冊の水道事業会計予算書、予算に関する説明書の13ページを御覧ください。

収益的収入の1款1項1目1節水道料金は、基本料金の免除による減収分を減額し、2項3目1節一般会計補助金は、水道料金減収分を財源補填するため、増額をするものです。

下の表、収益的支出の1款2項4目54節消費税及び地方消費税は、基本料金免除により水道料金を減額し、一般会計補助金を増額することから、収益的収入の特定収入割合が5%を超えることになります。このため納税計算が変わることから消費税納付額を増額するものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（阿久根憲造）3億円以上という、かなりの予算を――国庫が主だと思うんですけども、基本料金を下げられるんですが、大体、1戸当たりどれぐらい下がるものなのか、参考までに1か月当たりです。

○水道局長（今井功司） 1戸当たり、まず接続口径で料金が決定しておりまして、口径でいきますと、一番多いものが13ミリの口径でございます。それを8か月基本料金を減免いたします。それが9割ぐらいの契約を占めますので、そこを主なものいたしますと、8か月減免いたしますと6,000円程度の減免になると想定しております。

○委員（阿久根憲造） 8か月トータルで6,000円ですか。

○水道局長（今井功司） 一月基本料金が744円でございますので、それ掛ける8か月分の6,000円ということで御認識いただきたいと思います。

○委員（阿久根憲造） はい、ありがとうございます。

○委員（井上勝博） 水道会計というのは、なかなか身につかなくて申し訳ないんですけども、今、大体年間において、水道料金をもらっている事業をしますが、企業会計なのでそこら辺のところちょっと複雑なのかもしれないですけども、収入に応じて支出はどのぐらいで、いわば黒字か赤字かという点でどのぐらいの黒字があるかというのを教えてほしいんですけど。

○水道局長（今井功司） 水道事業会計の収支状況でよろしいですか。通常、例年、収益的収支の純利益で申しますと3億円程度の純利益で推移しているところでございます。

○委員（井上勝博） 今回、3億円程度のお金を投入して、これはコロナの特例交付金だと思うんですが、それで減免が8か月できたということで、これだけの物価高が続く中で、大変ありがたい話なんです。ただ、その8か月で物価が下がってくるのかということについて言えば、これはまた分からんわけです。それでコロナ特例なんだけれども、これ8か月を更に続けるということは可能かどうかというのを教えていただけますか。

○水道局長（今井功司） お答えいたします。

今回の措置につきましては、国が予備費を流用いたしまして、新型コロナの物価上昇に対しまして交付金を追加で交付されることに本市においてもなりました。その財源を得まして、今回、減免できることになりました。

先ほど申しました、実質収益の黒字が3億円に

対しまして、8か月でも3億円を超えますものを減収になりますと、収支的に赤字のほうに転じますので、なかなか減免をする際に、補填財源がなければなかなか水道事業といたしましても、同様の措置をすることは難しいと考えているところでございます。したがって、財源の状況を見ながら来年の3月まで減免いたしますので、それ以降については、また財源の状況等を踏まえながら、また社会の状況を踏まえながら、ちょっと検討をしていきたいと考えているところでございます。

○委員（井上勝博） 今の物価高というのは、コロナやウクライナの情勢だけじゃなくて、いわばアベノミクスによる低金利政策というのが、結局円安を招いて物価を上げているという要因だというふうに指摘されていて、これからどんどんやっぱり物価はまだ上がってくる可能性というのはあるわけで、私は、その水道料金というのはかなりの方が契約されていますので、要は税金を少し安くしてもらったという効果があると思いますので、今後もそういうことが続けられるかどうかというのは、ぜひ前向きに検討していただきたいということを要望しておきます。

○委員（阿久根憲造） ちょっと言い漏れたこと。今回、8,000万円近い財源を市も出して1戸当たり744円、一般的な家庭の場合だと思うんですけども、減免するんですから、できれば何らかの形で市民の皆様にも水道局のほうから、こういうことをしていますよというような広報が必要なんじゃないかなと思いますので、何とか工夫されてはどうかと思います。これは要望です。

○水道局長（今井功司） まず、今考えておりますのは、水道料金を算定するために計量器がありますので検針をしまします。その際に、お客様に連絡用のシートをお配りしているんですが、その中に減免をしていますというところも明示したいと考えております。

更に広くするためには、新型コロナ対策で講じるようなのを全市的にホームページに載せるなりそういう動きがあった場合には、それらを活用してホームページ等に掲載する形をしております。今のところは、お客様に直接お渡しする連絡票でお知らせしたいと考えているところでございます。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第68号 令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、議案第68号令和4年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○経理担当課長（横山 満）別冊の簡易水道事業会計予算書、予算に関する説明書の14ページを御覧ください。

収益的収入で1款1項1目1節水道料金は、水道事業と同様で基本料金の免除による減収分を減額し、2項3目1節一般会計補助金は、水道料金減収分を財源補填するため増額するものです。

また、2項6目1節消費税及び地方消費税還付金は、資本的支出において建設改良費を増額することから、消費税還付金を増額するものです。

次に下の表です。資本的収入及び支出は、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けたことから、補正をするものであります。

収入では1款1項1目1節企業債は、同事業に係る財源として増額し、2項1目1節一般会計出資金は、財政支援分として増額、7項1目1節県補助金は、補助内示を受けたことから新たに予算計上するものであります。

15ページを御覧ください。

支出については、1款1項1目改良費の7節旅費及び11節備消耗品費は、事務経費として増額し、25節工事請負費は、老朽管更新事業費に係る増額をお願いするものであります。

工事等の内容につきまして、このあと上水道課

長が説明いたします。

○上水道課長（今村淳一）今回の補正予算の内容につきまして、水道局委員会資料で御説明いたしますので、資料の2ページを御覧ください。

下甕町長浜地区におきましては、平成30年度から公共下水道整備に合わせて国庫補助の生活基盤近代化事業を活用した、老朽化した配水管布設替えと県補助の特定離島ふるさとおこし推進事業を活用した給水管の布設替えを実施しております。

今回の補正では、丸杵内の27個の給水管布設替工事を特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、実施しようとするものであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○経理担当課長（横山 満）委員会資料の3ページを御覧ください。

甕島区域を対象とした簡易水道事業経営戦略（案）を策定しましたので、概要版で説明をさせていただきます。

1番、「策定の趣旨」は、簡易水道事業の経営を将来的に維持・継続していくため、令和4年度から令和13年度までの10年間を経営の基本計画として経営戦略を策定するものです。

2番、「簡易水道事業の現状」は、令和2年度は、純利益が3,600万2,000円となってお

ります。そのほか、施設概要や経営の健全性などを記載しておりますので、御覧ください。

3番、「将来の事業環境」の（１）給水人口と給水量の見通しは、令和１３年度の給水人口が２,９３７人、給水量が１日当たり１,４２６立方メートルとなり、それぞれ減少する見込みであります。

４ページを御覧ください。

（２）有収水量と料金収入の見通しは、令和１３年度の有収水量が、１日当たり１,２７１立方メートル、料金収入は消費税抜きで８,５９９万円となり、減収する見込みです。

（３）既存施設の見通しです。図３と図４のグラフは、縦軸が健全度の割合、横軸が年度を示しています。青色は法定耐用年数以下で健全な資産です。黄色は法定耐用年数の１．５倍以下の経年化資産、赤色は法定耐用年数の１．５倍を超過するもので老朽化資産となります。

上の図３は、浄水場、配水池などの施設と附属する設備の見通しになります。令和３年度で、黄色と赤色を足した法定耐用年数を超えるものは既に６割あります。このまま何もしないと令和９年度には７割、令和３７年度には９割を超え、老朽化が進んでいきます。

図４は、配水管や送水管等の管路の見通しです。令和３年度では、４割が耐用年数を超えています。しかし、赤色の老朽化資産はまだありません。しかし、令和２１年度には、赤色と黄色を足した耐用年数を超えるものが７割、令和３０年度には９割を超える見込みで、施設・設備よりも早いペースで老朽化が進んでいきます。

５ページを御覧ください。４番「経営の基本方針」は、薩摩川内市総合計画に基づき、赤枠の①、②の二つを基本方針としてあります。

５番、経営戦略の（１）投資試算は、水道の安定供給を続けるために、どれだけの事業を実施すべきか検討を行ったものです。令和３０年度の更新基準年超過の割合を４０％となることを基準に、建設改良費を令和４年度は約１億４,０００万円、令和５年度から令和１５年度までを約１億７,０００万円、令和１６年度以降が約２億円必要と試算しました。

６ページの（２）財源試算は、投資事業に対して、経営が耐えられるかを検討したものです。

（ア）収益的収支は、料金収入は減収傾向が続きますが、一般会計からの約１億１,０００万円の財政支援により、収入は２億９,０００万円前後、支出は２億８,０００万円前後で推移し、計画期間中の当年度純利益は１,３００万円程度の黒字で推移する見込みです。

（イ）資本的収支は、建設改良費が１０年間で約１７億円となり、支出が収入を上回りますが、内部留保資金などを用いて補填可能と考えております。

（３）経営戦略目標です。収益的収支は１,３００万円の純利益を維持しながら、建設改良費を、令和４年度約１億４,０００万円、令和５年度から令和１５年度まで１億７,０００万円、令和１６年度以降は２億円を確保し、令和３０年度の更新基準年超過割合を４０％程度とすることを経営戦略目標としました。

６番、「経営戦略の事後検証」として、実績との乖離を補正するため５年後をめどに見直しを行います。

７ページと８ページは、令和４年度から令和１３年度までの年度ごとの収支計画で、９ページは年度ごとの事業計画であります。

**○下水道室長（松野信作）** それでは、生活福祉委員会資料の１０ページをお開きください。

公共下水道川内処理区の全体計画区域の見直しについてを説明します。

まず、１、見直しの背景であります。国から下水道の整備区域設定に当たっては、整備や運営について時間軸の観点で勘案し、人口減少等も踏まえ適切な見直しを行うこと、未整備区域については、今後１０年程度で概成することを目指すことが求められ、県でも「かごしま生活排水処理構想２０１９」が策定され、１０年概成を目標とすることが示されました。

また、下水道事業は令和２年度より公営企業会計に移行したことから、経営の最適なバランスを見極めた現実的な計画が必要となってきました。

次に、２、見直しのポイントであります。３点あります。

１点目は、現在の全体計画区域７２３ヘクタールを整備するには、莫大な事業費と長い期間を要することから、今後１０年程度で整備を完了することが可能な区域に見直しを行う。令和５年度か

ら令和15年度までの11年間であります。

2点目は、宮里浄化センターの2系列分の処理能力、日最大6,500立米に対応する整備の優先度の高い区域を設定する。

3点目は、永利浄化センターの老朽化対策と宮里浄化センターの有効活用を図るために、永利処理区を公共下水道に統合する。

以上の3点です。

次に、3、全体計画区域の見直し結果であります、資料11ページを御覧ください。

図①から⑤薄い青色の区域につき、合併浄化槽の普及率、整備費、土地利用の状況等を考慮し、除外をします。

また、併せまして図⑥オレンジ色の永利地区コミプラを公共下水道に統合することとしております。図を見ていただいておりますので、全体計画区域見直し案を簡単に説明します。

まず、①の除外地区は、銀杏の木川から北側、御陵下町や宮内町の一部になり、整備に要する期間が長く、合併浄化槽普及率は28.7%と高いことから除外。

②については、おれんじ鉄道から東側になりますが、整備に要する期間が長く、合併浄化槽普及率が35.1%と高いことに加え、おれんじ鉄道の横断等があり、整備費用が割高となることから除外。

③は、中越パルプの工場区域で除外。

④は、川内小の東側の丘陵部であり、人家がなく除外。

⑤は、川内中央中、九電社宅、Aコープ川内店より東側の平佐町、田崎町を合併浄化槽普及率が47.8%と非常に高いことから除外しております。

なお、都市計画決定変更に合わせて、次の整備区域としまして、下水道法の事業計画変更も行っていくことから、図オレンジ色の部分、平佐第三地区と永利地区コミプラまでの接続管路の整備につきましては、令和5年度から令和9年度までに整備をする計画で進めてまいります。

資料の10ページを御覧ください。

4、今後のスケジュールであります。

住民説明会、都市計画審議会等を開催し、都市計画決定並びに下水道事業計画変更の手続を進めてまいります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）簡易水道事業戦略についてなんですが、薩摩川内市水道ビジョンとの整合性は図りつつ、5年後をめどに実績との乖離要請を目的に見直すという、この意味なんですが、これは料金の見直しということを示唆しているのでしょうか。

○水道局長（今井功司）結論から申しますと、この水道ビジョンにつきましては、今、抱えている問題に対しましてどういうふうに対応していくかというのがビジョン的に示しているものでございまして、料金そのものにつきましては、期日はそこまでは言及しないと考えておりますが、現在、この経営戦略につきましても現行の料金で今後経営を図った場合に、老朽化対応ができるという結論に至っておりますことから、料金については、現行のままということで考えているところでございます。

○委員（井上勝博）区域を見直してこれまでは下水道を整備しますよという区域を、もう除外してしまうということになると、今まで合併浄化槽については、そういう区域については、補助金が出なかった地域だったけど、これからは合併浄化槽に補助金が出るというふうな地域になると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○下水道室長（松野信作）ただいまの質問にお答えいたします。

合併浄化槽の補助は、これまでどおり公共下水道を進めていく場所以外のところについては、補助が出るようになっております。

○委員（井上勝博）今回の見直しで、それがどうなるのかというのを、もう少し詳しく教えていただけますか。

○下水道室長（松野信作）合併浄化槽の補助についてはこれまでと変わらないのですが、詳しく御説明しますと、公共下水道を今後、平佐第2、第3と進めていくわけですが、そちらについては公共下水道の接続に対して補助が出ます。

その区域から外れたところについては、これまでどおり合併浄化槽の補助が出るわけでございます、新規で新築の場合が一般的に5人槽というのが設置されるんですが、16万6,000円補

助が出ます。改築の場合が33万2,000円出るようになっております。

○委員（井上勝博）要するに、今説明されたのは、下水道については区域を見直しして、公共下水道はもうその地域を外すよということを説明されたんですよね。それちょっと確認させてください。

○下水道室長（松野信作）はい、そうでございます。

○委員（井上勝博）そのことによって、その区域については、これまでと変わるという点では合併浄化槽についての補助金が、その地域については新たに出るということなのか、それとも今でも合併浄化槽の補助金は出ているのか、確認させてください。

○下水道室長（松野信作）お答えします。

公共下水道の区域に指定した場合は、合併浄化槽の補助は出ない。それで区域に除外した地域については、これまでどおり浄化槽の補助は出るというふうに御理解いただければ助かります。

○委員（井上勝博）これまでどおり出ますと言われるので、ちょっと頭が混乱するので、今までも出ていましたと、ただ、そこを公共下水道の区域から外しても全く今までと変わりませんよ、補助金はちゃんと出てましたよ、そういう理解でいいんですか。

○下水道室長（松野信作）そのとおりでございます。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道局の審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時といたします。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△市民課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、市民課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○市民課長（東田幸一）市民安全部生活福祉委員会資料の2ページを御覧ください。

マイナンバーカードの交付状況等について説明いたします。

令和4年5月31日現在において約41.1%の普及率であり、昨年同期と比較いたしまして12%、約1万900件の増加となっております。

直近6か月の月別申請・交付件数をお示しておりますが、毎月第4日曜日を中心に休日窓口を開設し、マイナンバーカードの申請・交付受付業務を行っております。

また、今後におきましては、地区コミュニティセンターなどに出向いての出張申請受付を実施することといたしておりまして、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

続きまして、3ページをお開きください。

本年4月1日から開設しておりますおくやみコーナーの状況につきまして説明いたします。

御親族の方がお亡くなりになり、諸手続のため、来庁される遺族の方々の庁舎内での移動時間、各窓口での待ち時間、窓口での対応時間を短縮することによる負担軽減を図るため、原則、予約制として開設したもので、取り扱う業務としましては、御覧のとおり7業務でございます。

3か月間の実績といたしましては、予約状況のとおりでありまして、約半数の御遺族の方に同コーナーを御利用いただいております。

課題といたしましては、予約なしで来られた場合の対応でありまして、関係課との調整や窓口対応時間が長くなるなど、窓口運営上の問題点も見受けられることから、今後、改善に向けた検討を加えていきたいと考えております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）マイナンバーカードについてなんですけれども、普及が進んでいるというこ

となんですが、このマイナンバーカードについて、作ることによって5,000円相当のポイントがもらえるといろいろあるんですが、こういった特典が今あるのかというのを教えてほしいんですけど。

○市民課長（東田幸一） 今年の1月1日からマイナポイント第2段としまして、マイナンバーカードを新規に取得された方、それからこれまでマイナポイントの申し込みをされていない方を対象に、本年9月末までに申請された方を対象にマイナポイント5,000円相当分が付与されるという制度が始まっております。

付与される期間は、来年2月末日まででございます。あわせて、健康保険証のひも付け、マイナンバーカードを保険証として使えるようにするひもづけ、それから昨年度ございました特別定額給付金などの給付に係る公的口座のひもづけ、これをされた場合、それぞれ7,500ポイントずつ付与されるという制度がございます。

○委員（井上勝博） そういう特典がついて、やっとかつ普及が進んでいるわけですが、このマイナンバーカードが普及することによって、どれだけの事務的な経費削減ができるのかっていうのを試算してはいるんですか。

○市民課長（東田幸一） 具体的に積算した数字上における経費の削減効果は確認しておりませんが、一つ例で申し上げますと窓口あるいはコンビニ交付の証明書等の発行件数が確実に減ってきております。

これにつきましては、住民基本台帳ネットワークシステム基盤が出来上がり、各市区町村間での情報連携が可能となったことで、諸手続きに要する添付書類として住民票などを省略できる、そういうことが可能になったことによるのではないかと、それも一因ではないかというふうにと考えております。そのような効果が既に見受けられているところでございます。

○委員（井上勝博） ちょっと私マイナンバーカードは作っていないので、よく分からなかったんですけども、その窓口やコンビニで証明書発行が減っているということです。コンビニとか窓口での証明書発行は減っている。これはなぜかというのをもうちょっと詳しく教えて下さい。

○市民課長（東田幸一） まず、マイナンバー

カードをお持ちの方、ワンストップサービスなどオンライン申請が可能になります。それに基づいて書類等が減ってきているということが1点。もう一点は添付書類が不要になること、つまり市町村間で情報連携ができますので、他市の所得証明であって、1月1日現在に他市にいらっしゃった方は、その転出前の市町村に問い合わせで情報確認ができますので、そういう証明書書類が不要になる。市民の方も転出元に取りに行ったりとかという作業もなくなってきている、そういう実情が窓口証明書等の交付の削減につながっていると理解しております。

○委員（福田俊一郎） この「おくやみコーナー」の実施状況の中で、死亡届出で4月、5月で、100件前後ということで出されているんですけども、秘書広報課との連携なんでしょうけれども、広報さつまませんだいでお悔やみということで亡くなられた方々のお名前が掲載されています。この死亡届の数値からすると、お悔やみの掲載されたお名前というのは少ないように感じるんですが、ここは秘書広報課と何か連携があって限られた方々のお名前を掲載されているものかどうか、これが一点。

あと地元の南日本新聞等でも、薩摩川内市の限られた方のお名前が掲載されます。これも市民課とのやり取りの中で出たりするのか、そこをちょっと教えておいていただければと思います。

○市民課長（東田幸一） 御遺族の方の御意思によって掲載する、しないというものを決めております。ですから新聞にも出してほしくないという御意向であれば、そのようにしまして、秘書広報課につないでいるところでございます。その結果、少なくともはなっているということでございます。

○委員（福田俊一郎） そうしますと、このおくやみコーナーで、御遺族がそういう薩摩川内市の広報さつまませんだいで、あるいは南日本新聞等に掲載しないでほしいということを窓口でお話をさせてもらえば、市としてはそれを受けていただけるというふうに理解していいわけですね。

○市民課長（東田幸一） はい。

○委員（犬井美香） 私もおくやみコーナーについてちょっと確認なんですけれども、予約がないとやはり窓口対応時間が長いというふうに書いてあるんですが、このワンストップコーナーになっ

て予約があった場合、一人平均の対応時間というのがどのように変わってきたかということと、あと件数的には半分ぐらいがこのワンストップ窓口、おくやみコーナーを利用しているという実績状況になっているので、4月に始まったばかりでここまで半分くらいはもうここを利用しているということになると、周知のほうもある程度行き届いているのかなというふうに考えてはいるんですが、もっと更に進めていくというか、窓口に来ていただくための広報の在り方であったりとか、あと市民のここを使った感想などがもしあれば教えてください。

○市民課長（東田幸一） まず、おくやみコーナーでの対応時間の話でございます。それにつきましては、手続の数が亡くなられた方が持っていないらっしゃった年金なのか、介護保険なのか、障害者手帳なのかで時間も変わるんですが、おおむね1時間以内には終わるようになってきております。

それからしますと、移動をしていただいている時間、移動先の新たな窓口での待ち時間、そういうものを考慮すると、在庁時間というのは短縮させていただいているというふうに理解しております。

それから、アンケート等の感想、これについては取ってはおりません。その遺族の方も比較するものもないのかなと思ったりしております。アンケートも考えてはみたんですが、何回も経験されることではないので、以前のものと比較とかそういうものは難しいのかなという理由で、今のところは実施していないところでございます。

○委員（犬井美香） 今後の広報の在り方とかは。

○市民課長（東田幸一） SNS、市の公式LINEが出来上がりました。それからホームページ、そういうものもありますので、そういうものを積極的に活用しながら定期的な広報こういうものを続けていきたいと考えております。

○委員（犬井美香） 恐らく在庁時間が本当に1時間以内になっているということは、大変負担感というのはなくなっているのかなというふうに感じます。市民の声というのがなかなか聞きづらいところでもあるとは思いますが、ある程度の何となくの手ごたえ、感触でもいいので、そこら辺りはつかんでいただきたいなというふうに思います。

あと、予約のときは、遺族の方々とどのようなやり取りをして、どういうものをきちんと持ってきてくださいねとかいうのが恐らくあるとは思いますが、そのようなことはどんな感じで行っているのか教えてください。

○市民課長（東田幸一） ほとんどの方が電話での予約でございます。手法といたしましては、ホームページとかを使ったオンラインの予約の在り方等もあると思うんですが、現時点ではほぼ電話でございます。

亡くなられた方がどのようなものを受給されていたのか、それから資格があるのかその辺を聞き取りまして、何課と何課に手続が必要だという確認を取って、その対応する課に事前に伝えて、予約が9時からなのでこの時間にこういう方がこの窓口で手続をされるのであるということを事前に関係課にも伝えて、連携を図れるような情報の収集をしているところでございます。

○委員（犬井美香） 私は生活福祉委員会で行政視察に行って、奈良市のことを勉強してきました。そこもおくやみコーナーを早くに立ち上げられていて、もう端末での入力だったりとか、やり取りをする中で、全部その窓口で全ての資料がそろうというふうな形になっていました。そこにはもちろん予算が必要ではあるんですが、そういう在り方もあるのかなと。

あと、企業とちょっと連携をして冊子を作る中において、そういうどんなものが必要だよというチェック項目で、電話での聞き取りの中で何かチェックするものがあつたほうが恐らく相手方もすごくいいのかなと思うので、そういうのを葬儀屋さんと一緒に持っていただいているというようなことをされていたようなので、また他市の情報なども入れながら、より市民が使いやすい形になっていけばいいのかなと思うので、またよろしくをお願いします。

○市民課長（東田幸一） 実は、奈良市のパンフレット等も頂きました。中身も見させていただいたところでございます。見たところ、市の手続だけではなくて年金機構とかそういう外の機関で必要な手続、そういうものも記載されていたというふうに認識しております。

また、口頭でも教えていただいた部分がございます。その中には、どの業務もできるエキスパー

トの職員がいて、その人が全てを対応するという
こともやっていらっしゃるようでした。
ただ、そういう対応ができる人はお一人というふう
に聞いたところなんですけれども、そういう人材を
人事異動で頂いて作っていくのいいのか、
そういうところも含めて、要は、亡くなられた方
で悲しい思いをされている遺族の方々の負担感、
これをどうやってなくしていくか、これは私ども
の大きな使命の一つだと考えておりますので、今
後また検討をさせていただきたいと思っております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めま
す。

以上で、市民課の審査を終わります。

△防災安全課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、防災安全課の審
査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案があり
ませんので所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信）委員会資料の
4 ページをお開きください。

防災安全課からは、災害時の初動対応等につい
て、主な取組について御説明いたします。

1 番目、背景、目的でございますが、令和 2 年
7 月の豪雨、それから昨年の 7 月豪雨、8 月の長
雨といったときに甚大な被害が発生しており、こ
れを受けまして薩摩川内市防災対策有識者会議や
川内地区、平佐西地区の浸水被害に関する検討会
など外部の視点で検証いただき、御意見を頂いた
ところでございます。

本年 2 月に市長を本部長とします災害対策本部
会議におきまして、これらの意見を踏まえて災害
時の初動対応を振り返り、今後の災害対策や予防
対策についての取組を確認したところでございま
す。

2 番目です。災害時における主な対応について
でございます。

（1）気象・災害情報について。

情報収集でございますが、災害対策本部会議に
おいて気象アドバイザーや自衛隊、警察、九州地
方整備局からのリエゾンの活用をしております。

情報発信についてでございます。

ポツの 1 個目ですが、ヤフーや M B C 等により
ます媒体を使用しました情報発信。

二つ目のポツでございます。市の公式 L I N E
アカウントによります避難所の開設状況や雨量の
状況、それから大雨に関する災害速報などを発信
しております。

（2）避難所等についてでございます。

1 番目のポツでございますが、引き続き、新型
コロナウイルス感染症対策を施した適切な避難所
の運営をしております。

（3）体制、発令について。

一つ目のポツでございますが、明るいうちの避
難情報に努め、避難指示など重要な情報について
は、昼夜を問わない発令等を行っております。

二つ目のポツでございます。迅速な発令や避難
所の開設など見直したタイムラインによる初動対
応をしております。

（4）予防的対策についてでございますが。

一番上のポツです。鹿児島県ではございますが、
限之城川、春田川に監視カメラを設置してござい
ます。

三つ目のポツでございます。限之城地区におい
て浸水した実績を示す標識を設置してございます。

一番下でございます。広報紙に災害に関する情
報「防災トピックス」というものを定期的に掲載
しております。

これらの取組を中心に、今後、大雨、台風時
には市民の生命・財産を守るべく災害対応に努め
てまいりたいと思います。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明が
ありましたが、これを含めて所管事務全般につい
て、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）ちょっと聞き慣れない言葉
もありますので、教えていただきたいんですが。

まず、情報収集でリエゾンというのは何なのか
ということ。それからヤフーによるプッシュ型の
情報提供ということですが、これは例えば具体的
にはスマホなどにヤフーから情報が入ってくる
ということについて、薩摩川内市とヤフーの契約を
されるということなのか。まずそういったところ

を教えてください。

○防災安全課長（堂元光信） まず、リエゾンとは何ぞやということですが、災害時にここに書いてございます自衛隊や警察、それから九州地方整備局こちらは川内川河川事務所と考えていただいておりますが、実際にこちらに来ていただきまして、災害の状況や、それから関係機関との連絡等をしていただき、アドバイスを頂くものでございます。

それから2点目でございます。ヤフー等によるプッシュ型の情報提供でございますが、こちら携帯電話でヤフーから、例えば大雨警報が出ていますとか、避難指示が出ていますというものをお知らせするものでございますが、ここに書いてございますヤフー、MBCとも災害協定というものを結ばせていただいております、これによって情報連携をしているところでございます。

○委員（井上勝博） ヤフーやMBCと協定を結んで、薩摩川内市民に情報が入るという仕組みなんですか。

○防災安全課長（堂元光信） ヤフー等につきましては、当然、対象地域で絞っていただいていると思います。基本的には、薩摩川内市に関する情報が発信されているということでございます。

○委員（井上勝博） それは、市民の側では何らかの登録とかそういうことをするんですか。

○防災安全課長（堂元光信） これらのアプリケーションについては、広報紙等にダウンロードをしていただくようにしておりますので、そちらをダウンロードしていただければ市民の方は見れるということになります。

○委員（井上勝博） もう既にダウンロードできるのか、いつからなのかということや、それからちょっとここから変わって避難所について、新型コロナウイルス感染症対策を施した避難所運営について、具体的に主なものを教えてください。

○防災安全課長（堂元光信） まずヤフーについてでございますが、昨年度に協定を結んでおりまして、既にアプリのダウンロード、それから実際運用は始まっているところでございます。

それから避難所の運営につきましてでございますが、特にこのコロナ禍の中におきまして、まず受付時の検温、問診、それから避難していただいた後に適切な距離を保つということで、コロナ禍

の前は普通は一人2平米でやりますが、このコロナ禍におきましては倍の、一人当たり4平米、2メートル間隔を取っていただくような避難運営をしているところでございます。

○委員（井上勝博） どこかの自治体で避難所に一人、家族単位だったかな、何かテントみたいなのが設置されるような、コロナ対策でそういう設備もあるんだということを知ったわけですけども、そういう設備もそろえていくことは考えているんですか。

○防災安全課長（堂元光信） 避難所運営に関する備蓄品、それぞれ食糧等もですが、備蓄しております。

今言われたような感染対策としまして、テント等もでございますが、数に限りがありました。また実際、一番避難していただくのは、大雨台風時の1泊とか2泊のときでございます。こちらにつきましては、テントを持っていったり設置したりするいとまがございませんので、今は詰所を中心にパーティションといいますか、それを各詰所に置いてございまして、パーティションでくくっていただくなり、そのパーティションはベッドにもなりますので、人数が少ない際はベッドにしているという使い方をしております。

○委員（落口久光） 先ほど井上委員から質問があったアプリの件なんですけど、アプリの周知の状況を、もう昨年スタートしたときに、私も防災会議で示された二次元コードを使ってインストールはしたんですけど、それを知られない方々に対しての周知が、今現時点どうなっているか教えてください。

○防災安全課長（堂元光信） アプリ等の周知でございますが、広報紙でも先ほど「防災トピックス」というところで時々出したり、または年一回、災害に備えましょうというところで、広報紙等で広報しながらホームページでも御紹介をしているところでございます。

○委員（落口久光） 今、広報紙の話をされましたが広報さつまさんだいに極端な話、4月、5月、6月ぐらいのところでは、必ずこういうアプリケーションがありますから入れてくださいというような周知を伝えるような形で、今年だけではなくて来年も再来年もちょっと継続してできるように、結構便利だと思いますので、よろしくお願い

します。

○委員（犬井美香） ちょっと先ほど説明の中で、1点少し詳しく聞きたいところがあるんですけども、2項目めの（3）体制、発令についてなんですが、迅速な発令や避難所の開設などを見直したタイムラインによる初動対応という、ちょっと中身がよく見えないんですけども、ちょっと細かいところを教えてください。

○防災安全課長（堂元光信） こちらにつきましては、我々災害時には、まず防災安全課が中心となった情報収集、その後に市民安全部長が部長となる警戒本部、それから市長が本部長となります災害対策本部というような形で対応をしていくことになっております。

それらを細かくちょっと明記した形で、大雨警報であれば情報収集に入ります。それから土砂災害警戒情報が出れば、高齢者等避難を発令する体制も併せて、そのようなタイムラインを作っております、こちら毎年災害のたびに改善、できるだけ迅速な指示や体制移行ができるように見直しているものでございます。

○委員（犬井美香） ありがとうございます。これまでもそういう対応はしていただいていたというふうに私も一般質問でもさせていただいたので、結構認識させていただいたところなんですけど、川内地区、平佐西地区の浸水被害に関する検討会の調査報告書の中で、ちょっと私が気になっているところが、薩摩川内市は大雨が予想される場合は、「事前に操作員に電話連絡をしていた」というふうに書いてあるんですけども、ただ、去年に関しては大雨の予報がなく事前連絡をしていないというふうに書いてありました。

ただ、もちろん情報収集されているので、そしてまた国・県・市の情報連携はうまくいったというふうに部長も答弁されていたので、そのようには認識しているんですけども、前日7月9日の夜11時40分過ぎには、気象庁が薩摩川内市に大雨警報を出しているということもあります。そして、さらにというか、気象庁と検討というところでの情報発信があるんですけども、7月10日の4時には、薩摩川内市が本土全域に避難指示を出していたと思います。

その中にあって、操作員に臨場の指示をしたのが5時半というのはどうなのかなとちょっと私は

そのところが少しよく理解ができなかったんですけども、この4時の段階で、そこでも遅かったのかもしれないんですけど、最低でもこの4時の段階で操作員に指示をしておくことはできなかったのでしょうか。

○市民安全部長（上戸理志） 一般質問でも犬井委員から御質問いただきまして、答弁させていただいたところでございます。

2年連続で大雨による浸水被害等が起きております。そちらについては、先ほどありました情報発信の在り方、正確かつ適切な情報発信ができたかということ、そうでなかった部分もあるということで、そこは真摯に受け止め反省し、それを現在、生かしているところでございます。

先ほどの操作員の件につきましては、そのような御指摘もありまして操作員80人にスマホを持たせていると、そういう対応をもしているところでございます。あと、やはり庁内の連携というのは大事なところでございまして、部長級二人というのはまさに国・県・市の内部の連携、そういったところを含めて、住民に発信する内容もしっかりと庁内の中で精査、検討をした中で正しい情報を適切に出したいと。

先ほど課長からもございました、夜間の発信というのはなかなかこれまで躊躇するところでしたが、今後は躊躇することなく、そういう情報発信をしていきたいと考えています。

○委員（犬井美香） よく分かりました。今後はそういう大きな災害はもうないというふうに言わせていただきたいと思います。操作員の方々というのも割と年齢もいった方々もいらっしゃるということも、私は去年の災害があつて初めて知ったことも多かったです。その中にあっての反省も生かしていただけるということなので、本当にそうしていただきたいと思います。やはり国からの委託、市が委託をされている状況であつたりとか、その操作員の方々にやっぱり責任を全て負わせるということはもちろんないと思うので、やっぱり市の責任として、その管理の在り方というのは、先ほど上戸部長が言われたように、きちんと本当に平時の時にその情報共有も含め、確実にやっていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

△原子力安全室の審査

○委員長（帯田裕達）次は、原子力安全室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全室の審査を終わります。

△環境課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、環境課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○環境課長（奥平幸雄）資料を配付したいと思いますので、よろしいでしょうか。

○委員長（帯田裕達）どうぞ。

〔資料配付〕

○環境課長（奥平幸雄）ただいま配付いたしました資料について説明いたします。

薩摩川内市ではSDGsやカーボンニュートラルに資する具体的な取組として、今年度より新たにSDGsイノベーショントライアルサポート事業を実施しております。

この事業の目的としましては、SDGsに掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現や、カーボンニュートラルの達成につながる事業を本市全域を実証実験の場所として全国から公募し、提案事業に本市が支援し、官民一体となった取組を行うことで地域課題の解決、豊かな市民生活の実現を図り、実証実験の実用化を推進することにより産

業の創出、集積、本市のブランド力の向上を図ることを目的としております。

この事業については、先日、議会のほうへも企画政策課より情報提供があったかと思います。そこで、この事業に対して、環境部門で市内事業所より提案があり、先週6月20日に審査会があったところであります。事業名としましては、「USE DRELAYリユース品回収拠点の設置によるごみの減量化実証実験」となっており、具体的な事業内容としましては、リユース品の繰り返し使えるもので、廃棄物となっていたかもしれないものの再利用を促進し、川内クリーンセンターに搬入される前にごみの減量化を図り、リユース品回収の取組が進む社会経済のシステムの構築に向け、市内にリユース品回収場所の拠点を設け、ごみの減量化の効果を検証をしていく事業であります。

事業実施期間は、来月7月1日から令和5年度の6月までを予定しております。

事業者名は、水引に事業所を置く株式会社エコミットであります。回収品目は食器、キッチン用品、雑貨、工具、ファッション雑貨、家電、おもちゃ、家具、インテリア等になっております。年間の回収目標は12トン、回収されたものについては、国内外を問わずネット販売、卸売り、国内を対象に店頭販売も予定しているところであります。

これに対する市の支援策としましては、市の広報媒体などで企画の紹介、チラシの折り込み、またクリーンセンターの廃棄物に関するデータの提供、それとクリーンセンターへのリユースできなかったものの無料の持ち込み等を考えているところであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）何かよさそうな事業だと思います。ただ、まだよく分からない。資源ごみの回収を既にやっているわけで、それとの違いというのは、今言ったら食器とかファッションと言われたけど衣服ですかね、そういうものかどうかということですが、市民は結局そういう、これはまだ使えるんだけど捨てるのにはもったいない、でも捨てないとこれから使わないというものを、その

事業所に持ち込む、そういうことでよろしいんですか。

○環境課長（奥平幸雄） この事業所は、水引の事業所で、もう今も実際行っていっぱい入るんですけど、まだ使えるものを店の中に確保するステーションを設けてあって、そこに市民の方が持っていかれて、そこで回収してもらうということになります。

またそれに合わせて、先ほど議員が言われました資源物、スチール缶とかアルミ缶・金属、ビン、古紙、段ボールなんかも一緒に回収してもらうことができるんですけど、その分については、また一旦その事業所で回収されましたら、それをクリーンセンターのほうに持ってきてクリーンセンターのほうで売却するということになります。

○委員（井上勝博） 最近、亡くなった方のあとを始末しなくてはいけないというのがあって、もうそれこそ使えるもの、使えないもの、わけわからんというこれ使えそうだなというのを例えばリサイクルショップに持っていこうと思ったら、何年製の電化製品以外は引き取りませんとか、そんなふうに言われて、結局廃棄処分するというんだけど、今度の事業者にはそういうのもとにかく分らないけれども、持っていけばその事業者がそういうことを分けてもらって、捨てるものは捨てる、そして再利用するものは再利用するという事業者がやってくれるという、そういうふうに理解していいんですか。

○環境課長（奥平幸雄） 一応、市民の方は使えるか使えないかは別として、その事業所に持っていってもらえれば、事業者が先ほど言いましたように国内販売、国外に向けて販売するというふうになっております。

もし、そこで、はけなかった場合は、またクリーンセンターのほうに事業者が持ってきてもらえば、そこはクリーンセンターのほうで無料で回収します。

○委員（井上勝博） そこに軽トラでいっぱい積み込んで持っていって、そこで事業者のほうが必要なものを取って行って、残ったものをクリーンセンターのほうに持っていくと、そういうふうに考えていいのですか。

○環境課長（奥平幸雄） 代理が補足説明いたします。

○課長代理（原 暢幸） 今言われたとおりに、使えそうなものとしてまず持って行っていただくということが前提になりますので、何もかもごちゃごちゃ持っていくと、どうしようもなくなりますので、使えそうなものとして持っていく。使えそうなものとして引き取られたもののうち使えなかったものについては、クリーンセンターのほうに捨てに行かないといけないということと、もう使えないですよということであれば、そのまま車に積んだままクリーンセンターのほうで処分をしていただくというような流れにはなってくると思います。まだ、詳細については、事業者のほうと打ち合わせをしておりますので、そこらあたりきちんと打ち合わせをした上で、実施していただきたいというふうに考えてはいるところです。

○委員（井上勝博） 本当大変ありがたい話で、心が痛むんですね、使えるものを捨てるというときの。だからそれは助かりますね。成功するようによろしく願いいたします。

○委員（犬井美香） 先日の産業建設委員会の中で、坂口正幸議員が質問をされたようなんですが、環境課が所管課だということで、そこで受け付けてもらえなかったのも、お願いしますということなので質問させていただきます。

蜂の巣の駆除についてなんですが、ちょっと先日もちょうど鹿児島市内でスズメバチの記事が載っていたので、ちょうどよかったなと思ったんですけど、おうちとかに巣ができて駆除をするときの業者さんへの委託料というのが、結構お値段が1万円から大きさによってということみたいなんですけど、3万円とか何かそのぐらいお金がかかると。危険も伴うことなので、もちろん自分たちでというよりは業者にきちんと頼んだ方がいいということなんですけれども、やはりそういうことへの補助であったりとか、現在何かそういうことの市民からのお声とかというのがあるのかないのかも含めて、ちょっとお聞かせください。

○環境課長（奥平幸雄） 蜂の駆除については、年間市民からの問合せもあります。今の市の環境課で対応していることは、市のほうで事業としてやっている事業は今はありません。

ただ、鹿児島市の新聞等に出ていた関係については、所管する公共の施設であれば、所管の課が対応すると思いますけど、一般市民の方々と、環

境課に問合せがあった場合は、事業者の紹介と、あと個人でされている方々がいらっしゃいますので、その方々の紹介を今やっているところであります。

○委員（犬井美香）やっていることは、十分理解できたんですけど、やはりそのお宅の方々も、その1回当たりの金額が、結構やっぱり大きいということで、なかなか苦慮されている部分もあるというふうにお聞きしましたので、今後、今そういう事業がないということだったんですが、季節に応じてとかというところもあると思うので、また何かこう対応があれば、考えていただければと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課の審査を終わります。

△税務課・収納課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

△議案第58号 薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（帯田裕達）まず、議案第58号薩摩川内市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（山口隆雄）議案つづりその1、58-1ページでございます。

なお、議案に関連して提出してあります議会資料で説明いたしますので、市民安全部議会資料を御覧ください。

1、改正の概要です。（1）個人の市民税について、項目のア、イにつきましては、現在、上場株式等に係る配当所得及び特定株式等譲渡所得において、所得税と市民税では異なる課税方式の選択が可能となっておりますが、所得税と個人住民税が一体として設計されたことなどを踏まえ、課税方式を一致するよう地方税法が改正されたことを受け、同様に改正するものです。

ウ、エ、オは、申告義務に係る規定の整備です。所得税で控除対象扶養親族にならなくても、市民

税では、控除対象となる場合もあるため、所得税の扶養親族申告書等に対象者の氏名を記載することとしました。

カの住宅借入金等特別税額控除については、控除の適用期限を、令和15年度から令和20年度まで延長するとともに、住居年に係る適用期間の終了年を令和3年から令和7年に変更することとしました。

キ、ク、ケにつきましては、アと同様に課税方式を所得税と一致するよう整備するものです。

コにつきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しにより、新型コロナウイルス感染症の影響により、対応するための特別措置も包含されるために、特例措置に係る条項を削除しようとするものです。

（2）の固定資産税につきましては、不動産登記法の改正により、登記名義人がDV被害者等である場合に登記事項証明書等に登記名義人の住所に代わる事項を記載することとされたことを受け、固定資産課税台帳等に記載する納税義務者の住所についても同様の取扱いをすることとしました。

経過措置等につきましては、記載のとおりであります。

○委員長（帯田裕達）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）株のことが書いてあるものですから。ちょっと質問したいんですけど。

株の利益については、所得税よりも低めに設定してあるというふうには聞いているわけです。それで、1億円の所得以上の方については、税率が下がるという現象が起こるということで、今の岸田文雄首相も総裁選のときは、1億円の壁ということを表現して、その不公平な税制だということはいよいよ知られているわけですが、そういったものの関係というのは、あるんですかね。そういう所得が1億円を超えた方について、得をするようなそういうようなことと関係するんでしょうか。

○税務課長（山口隆雄）この最初のア、イのところの選択方式のところですが、基本的に、委員のおっしゃるとおり、所得税につきましても、住民税につきましても、通常の税率は異なっております。申告の不要ということで、もっと源泉徴収をされているものについては、一律税率の、

所得税におきましては15%と、また総合課税でいきますと、所得税累進課税ですので、5%から45%というふうになっております。すなわち、今おっしゃられる1億円とかいうことにつきましても、申告不要の源泉徴収でありますと、これまでどおり15%は変わりません。この変更になって、一本化になるということは、所得税上、例えば例を申し上げますと、所得税上では配当も含めて、低い税率を選択したりして、また住民税では、例えば、国民健康保険等では、総合課税となりますと、税率になるために、税の計算にその所得がなるために、申告不要を選んでおけば申告の必要がないわけですから、総所得に含まれないということになります。いわゆる所得税と住民税上で、両方、納税をするにあたっては、有利な方法をとれるということが、今までできたわけですけれども、それをそういうことができないようにということで、一本化を図るということになっております。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）次に、審査を一時中止しておりました議案64号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○税務課長（山口隆雄）それでは、歳出予算に係る補正予算について御説明いたします。

予算に関する説明書の25ページをお願いします。

2款2項2目賦課徴収事務費につきまして、本年3月31日に地方税法施行規則が改正され、令和5年1月から全国一斉に地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムeLTAXを通じて軽自動車の電子申告等が可能となります。

具体的には、軽自動車を保有するために必要な手続や、軽自動車検査協会と市の間で電子的に軽自動車税の納付状況を確認するシステムを構築するなど利用者の負担の軽減、利便性の向上を図ろうとするものです。

本年2月にeLTAXと基幹システムの連携の仕様が確定したため、今回システム改修業務に係る委託料を増額補正するものです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香）収納課のほうにお聞きしたいんですけども、公共料金の口座振替についてお聞きしたいと思います。

現在、口座振替というのももう大分浸透してきていると思うんですけども、年間どれくらいの申請があるのか、そしてその振替依頼書というのを銀行にお送りすると思うんですけども、どれくらいを送付しているのかということをお聞かせください。

○収納課長（国分 修）令和3年度申請の件数で言いますと、解約と新規と合わせておよそ3,000件の申請があったところであります。口座振替の依頼書につきましては、税金、保育料、住宅使用料、下水道、水道料金等が申請できるものになっているのですが、令和3年度の実績でいいますと、市内業者に1月の頃に250冊程度印刷の発注をかけ、新年度が始まる3月末に市内77の金融機関のほうに、市税の納税の手引き、

お知らせと一緒に、金融機関の規模、その利用者数を見込んだ冊数、1冊から3冊ずつを配り、合計で165冊程度を配付しているところであります。

残っているものにつきましては、年度内に不足した関係課から依頼があった分を配付し、ほぼ年度末には在庫がない状況にはなっております。

○委員（犬井美香） これは金融機関からの声というところなんですけれども、毎年、同数の依頼書というか、それをもらっているんですが、たまってくるというふうにお聞きしました。年間3,000件の、解約も新規も含めたものが3,000件ということだったので、それに見合うその冊数なのかというところが、ちょっと今すいません、私の頭の中ですぐに計算ができないんですけれども、もし、無駄ではないんですけれども、そういうものがたくさん刷りすぎているとか、たくさん送付し過ぎているようなことがもしあるとするならば、それは少し無駄につながると思うので、またちょっと見直しをしていただいて、もらった事業者側も、その保管に困らないようなやり方をしていただけるといいのかなと思います。

○収納課長（国分 修） 現在、その利用者数を見込んで1冊から3冊ずつを、各77の金融機関に配付しているのですが、委員の言われるとおり、今後につきましては、金融機関との発注する前に連絡調整を図り、必要部数を確認した上で配付するように今後は検討していきたいと思います。

○委員（福田俊一郎） 使用済核燃料税についてお尋ねしておきたいんですけれども、使用済核燃料税については、令和5年度までで、その後更新という方向で検討をされていかれるというふうに思うんですけれども、本市においては、そもそも使用済核燃料税の制度については、平成15年に追い出し課税ということで設置されているわけです。

ほかの自治体を見ますと伊方とかあるいは玄海等々、それと課税客体、課税標準については、重量ということになっています。本市の場合は、集合体1体ずつというような本数で課税をしているわけなんですけれども、ほかのそういう地域のほうが、重量に課税をしているということを考えますと、本市の集合体への課税というのと、重量というの

と比較したときに、来年検討されることになりませんが、どちらを選択したらいいのか、自治体によって重量をそういうふうを選択をしているところもあります。そもそもその集合体の大きさが違うと、原子力発電所によって集合体の大きさが違うために重量にせざるを得ないという事情もあるようですけれども、本市はその集合体が一律しているということであるので、その集合体、その本数に対してが、課税標準、課税客体となっているということでありましょう、その辺をちょっとお示しただけだと思います。

○市民安全部長（上戸理志） 使用済核燃料税、他市の状況等も今リサーチしているところです。本市の考え方も、今後、提示していきたいと思っています。

あの御存じのとおり、現在1体当たり27万円という形で課税しておりますが、今言うように他の自治体においては、重量に応じて課税しているところもありますので、その辺りは、また調査・研究したいと考えております。

○委員（福田俊一郎） 財政当局からも、財源が大変厳しいという、財政が大変厳しいということで、財源の涵養も今後していかなければならない、自主財源を見つけていかなければならない。当然、電気事業者との協議、総務省の許可、認可ですかが必要になるわけなんですけれども、ぜひとも、1体25万円から今回27万円ということになっていますが、今後、これをどう取り扱っていくのか、1体幾らですするのか、あるいは重量にしたほうが追い出し効果が高いのかというのも含めて、ぜひまた、今後、検討していただきたいと思います。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

△市民健康課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、市民健康課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達） まず、審査を一時中止

しておりました議案第64号を議題といたします。
当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭） 歳出予算から説明いたしますので、予算に関する説明書の29ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生一般管理費は、がん患者の手術、放射線治療等に伴う脱毛による患者さんの精神的負担、経済的負担を軽減するため、新規事業であります医療用ウィッグ購入助成事業に係る予算の補正でございます。

同じく地域医療対策費は後ほど説明いたします、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計への一般会計からの繰出金の増額補正でございます。

次に、2目すこやかふれあいプラザ管理費は、すこやかふれあいプラザの施設に電源を供給する引込柱の開閉器に不具合が生じたため、改修の工事請負費を増額補正するものであります。

次に、4目感染症等予防費は、小児がん等の治療の造血細胞移植を行い、免疫が低下もしくは消失した患者さんの感染症発症予防、それから症状の軽減を図るため、結核及びロタウイルスを除きます、ワクチンの再接種を助成するための補正予算であります。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、15ページを御覧ください。

17款2項3目1節保健衛生費補助金は、先ほど説明いたしました、がん患者ウィッグ購入費への助成、及び造血細胞移植後のワクチン再接種費用への助成に対する県補助金、どちらも2分の1の補助の増額補正でございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（阿久根憲造） ちょっと、勉強のために聞きたいんですけど、造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業なんですけど、これお一人分かなという感じがするんですけども、こういう予算立ての仕方って、対象者が出てきて補正に上げたりしてるのかなと、予算の上げ方をお聞かせいただければと思います。

○市民健康課長（黒木 諭） この助成については、県単費事業の新事業になるんですけども、県の造血細胞移植をされた対象者数で出されています。それを本市は、薩摩川内市の人口割で戻し

た結果、1年間に一人あるかないかという数字でございますので、すぐ対応するために1名分の補正を要求したところです。

○委員（阿久根憲造） 医療行為自体は、多分大学病院とか、市立病院とかでされるんだと思うんですけども、そういったところからの報告とか、あるいは実績の中でということですかね。

○市民健康課長（黒木 諭） おっしゃるとおり、大学病院等々で多分なされると思います。それについては、鹿児島県には報告の義務がございまして、県は対象者を押さえておりますので、先ほど申したとおり、そこから本市の想定をしているところです。

○委員（阿久根憲造） ありがとうございます。理解しました。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第66号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達） 次に、議案第66号令和4年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（黒木 諭） 歳出予算から説明いたしますので、予算に関する説明書の68ページをお開きください。

2款1項1目医療用機械器具費は、特定離島ふるさとおこし推進事業の内示に伴い、里診療所の電子内視鏡、手打診療所の人工透析装置、下甕歯科診療所の歯科ユニットなど老朽化による医療機器整備及び上甕診療所、手打診療所へ新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査機器を整備するための増額補正でございます。

次に2目医療用消耗機材費は、上甕診療所及び手打診療所に整備しますPCR検査機器の付属消耗品、検査キットの購入に係る増額補正でございます。

引き続き、歳入予算について説明いたしますので、65ページを御覧ください。

4款1項1目施設整備費補助金特定離島ふるさとおこし推進事業補助金は、県の内示に伴いまして、県補助金を増額補正するものであります。

66ページを御覧ください。

7款1項1目一般会計繰入金の増額は、先ほど説明いたしました特別会計の歳出に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

67ページを御覧ください。

10款1項1目診療施設等整備事業債は、医療機器整備に係る辺地対策事業債借入金を増額するものであります。

最後に地方債の補正について説明いたしますので、62ページを御覧ください。

診療施設等整備事業について、医療機器整備費の増額に伴い地方債の限度額を増額するものでございます。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） これは、溝上議員がおっしゃって、今言わないから聞きます。人工透析のお話をされたんですが、一般質問の答弁で、先のような話をされてたけれど、その辺何か、本人は何にも言わないけどちょっと教えていただけますか。どういうことか。

○市民健康課長（黒木 諭） 今回補正に上げさせていただいた分は、既に整備済みの手打診療所にあります医療機器が耐用年数を迎えて、壊れたわけじゃないんですけれども、耐用年数を迎えるに当たりまして、年次的に計画的に入れ替えをするための補正予算でございます。

○委員（井上勝博） 上甌のほうにないということなんでですね。手打にあって、上甌にないということで、あれだけ一生懸命されていらっしゃるんだと思うんですけど、現にそういうことで、下甌をやったんだったら、そういう先の話じゃなくて、もっと手前のほうでできないものなんか、ちょっと思ったもんですから、どうなんですか。

○市民健康課長（黒木 諭） 人工透析器の導入に当たりましては、まず今回は、装置だけの入れ替えということで、1,000万円ほど要求してるんですけれども、導入費としましては、循環器等の周辺医療機器整備等と、あと診療所の造りの問題等がございます。あとドクターの了承及び医

療従事者、看護師さんのスキル、研修と言いますか、いろんな問題がございまして、現在においては、上甌診療所については、令和8年度の上甌島診療所の導入に合わせて、導入したいと考えているところです。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（犬井美香） 先ほどの補正予算の中で、上甌診療所の歯科レーザーの治療器というのも入ってたんだけれども、歯科診療所で。大変、こういう装備を整えていくというのは、治療においても大事なことでもあると思うんですが、一般質問の中でも出ていたように、この歯科診療所の体制というか、パワーハラスメントとかっていう言葉も一般質問の中では出ていたようですが、その辺りの見解というか、今後やっぱりどのように対応していくとかという何かそういう展望がありますでしょうか。

○市民健康課長（黒木 諭） まず、医療機器の整備のほうについては、当然内科、歯科含めて、ドクターとお話をしながら、既存の医療機器、老朽化、それから新たに取り組んでみたいというようなことを相談して、優先順位をつけて導入していくところでございます。

あと、職員の体制につきましては、一般質問でも答弁しましたとおり、そういった市民からの御意見が出てくる事実はございますので、その辺りをしっかりと市としても受け止めて事実関係を確認しつつ、公務員のドクターになりますので、親切丁寧な分かりやすい患者さんへの接遇というのはもう基本でございますので、そういったところも特にしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

○委員（犬井美香） 先生とよく話をして、この歯科レーザーの治療器というのもきちんと整備するよという約束をしてくださったことは、とてもありがたい環境では本当にあると思います。島民にとっても、そういうレーザー治療ができるかできないかによって、診療の幅も広がってきたりするので、とてもいいことだとは思いますが、一方で先ほど言われたように、その体制がきちんと、診療日数であったりとか、やはり私も以前から、あまり診療所開いていないんだっていう話はよく聞いてました。こちらのほうにいる時間も、結構滞在時間が長いというふうにも、そういうのを耳にはしていたので、言われるように、やはり公務員は市民サービスをきちんとやっぱりやっていかなきゃいけないという意味では、もちろん先生との対話の中なので、すごく難しい部分ではあるとは思いますが、そこにやはり認識を履き違えないじゃないけど、きちんとやっぱり持っていた中で、市民への医療提供というのをやはりきちんとやっていただきたいというのは、これは私個人の思いでもありますし、恐らく市民もそこを願っていると思います。わざわざこちらに来て、治療を受けてという繰返しをするよりは、そこにそういうきちんとした先生がいることのほうが、やはり大事ですし、恐らくそういう思いで、市役所側も先生に頼んでらっしゃると思うので、その意思疎通をきちんと図りながら、やっていただければなと思います。

○医療対策監（古里洋一郎） 一般質問のほうでもございました。その中で、議員の方から、きちんと島民の声を聞いた上で、今後再編する中に生かしてほしいということもございましたので、先ほど課長が話したとおり、職員の資質、一応、こちらについては、いろいろと話をしていきたいながらまた努めていきたいと思いますが、今週ちょっ

と意見を聞くための意見箱というのを、これは上甕に限らず、今後再編していくための必要な情報だと思いますので、甕全体にいろんな意見を求めていきたいと思います。そういう意見を出せるような環境もつくっていきたくて思っておりますので、また今後よりよい再編に向けて実施していきたいと思います。

○委員（井上勝博） 集団のワクチンじゃなくて、集団のPCR検査が行われたんですが、実績はどうだったのかなというのをお聞きしたいのと、それからやっぱりゼロにはなってないんですよね、新型コロナの関係者が。しかも後遺症になると、私の知り合いでも腎盂炎になって苦しんでいる方もいて、感染するというのは、本当に、治ったとしても、その後遺症というの、非常に今問題になってきていると思うんです。なので、感染者を出さないというのは、本当に必要なことです。軽症だからといって軽視してはいけないと思うんです。そういう点では、PCR検査を徹底するっていうことについては、やっとかと、こういう集団PCR検査もやられるようになったんだけど、やっぱり頻回検査っていうのは、必要だと思うんですが、まず実績と、そして頻回検査については、今後考えていないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○市民健康課長（黒木 諭） コロナ感染症のPCR検査場のお話だと思います。現在、薩摩川内市には、病院が3つ、それから薬局が5つ、そして木下グループさんの民間が一つ、甕島の診療所が4つの場所で対応いただいております。この検査については、医療機関については、やはり6波以降感染者が増えているということで、一般的な検査というのを止められている病院も多いでした。その中でやはり木下グループさんが件数が多いということで、私も受付状況を見たんですけど、もうずっとバツであったり、三角であったりということで、1日の件数を木下さんが当初は50件ぐらいはできますというようなところで進めてらっしゃいますので、それがもうずっと開設数か月たって毎日続いており、相当な数にはなっていると思います。で、今後においては、やはり御意見のとおり検査が幾らあるということと、あと検査の種類が社会活動を動かすワクチン検査パッケージと、不安に思われる方が受けられる一般

検査、この二つを選んでいただいて、検査が進むんですけども、今後そこ辺りの動きです、不安な方が減って、社会経済活動を増やすパッケージ検査が増えてくるのかといった部分を検査数を押さえながら検討・研究してみたいと思います。

○委員（井上勝博）集団検査の実績はどうだったんでしょう。

集団検査、高齢者施設とか障害者施設とか対象にして、やりますよと、期間を決めて、来てくださいよってやりましたよね、あれです。

○市民健康課長（黒木 諭）申し訳ございません。県のほうで高齢者施設、それから障害施設を対象に検査が実施されたんですけども。申し訳ございません。3日間、5月26、27、28日行われて、26日が22名、27日が28名、28日が20名という実績になっております。

○委員（井上勝博）心配な施設関係者が、職員も対象だったと思いますので、行かれたんだと思うんですが、御承知のように検査をして陰性だったからというて、では次に、陽性にならないのかという陽性になったりするわけで、頻回検査が必要だと、特に高齢者施設や障害者施設とか、そういう発生しやすい場所ってというのは、頻回検査が、やっぱり施設としては、やっぱりうちでそんなのが出たら困るっていう思いから、あえて検査するっていうことについては、やっぱり一定の勇氣というのが必要なわけですよ。だから頻回検査で、この地域の施設については、今日検査をしますからよろしくといって、ぱっとこうやっていけば、施設の側としても安心できると思うので、ゼロになるまで頑張らなきゃいけないわけですから、感染者ゼロを目指さなきゃいけないわけですから。いつまでもマスクしたくはないですよ、みんなもね。ぜひ、そういうところの取組は徹底していただきたいと思うんですが、その辺の感想というか、今後の考え方、もう一回教えてください。

○市民健康課長（黒木 諭）医療機関とか高齢者施設、障害者施設、やはり感染のリスクが高いです。これまで県が、すごく積極的に県事業としてされております。それをうちも積極的に手を上げて、ぜひ薩摩川内市してくださいということで、これまで来てますので、県が今後どのようになっているのか、県が検査をしなくなった場

合に、本市で検査の必要性があるのであれば、市の単独の実施というのでも検討していきたいと考えております。

○委員（井上勝博）酷な話かもしれませんが、本当に早くゼロにしないといけないと思いますので、頑張ってくださいと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、市民健康課の審査を終わります。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（紙屋一朗）委員会資料の2ページをお開きください。

令和3年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の状況について説明いたします。非課税世帯分につきましては、2月15日から、確認書を約1万4,000件送付しており、6月10日現在で約1万3,000件、93%の返送があり、随時支給の処理を行っております。

なお、未申請世帯については、5月25日に約900件を再度、申請を促す案内を送付したところです。

次に、令和4年度分住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の状況について説明いたします。非課税世帯分につきましては、対象世帯を約1,300件と見込んで、明日6月28日に送付し、7月14日から随時、支給の処理を行う予定です。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般についてこれより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。
以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）まずは、歳出から御説明させていただきますので、予算に関する説明書の27ページをお開きください。

3款2項2目老人措置費の増額補正はにつきましては、養護老人ホームに勤務する職員について、特別養護老人ホーム等に勤務する介護職員と同様の処遇改善を図るため、老人保護措置費に係る支弁額の改定を図るものでございます。

職員一人当たりの処遇改善額が、9,000円となるように改定するものであり、本年4月分の支弁から改定する予定としております。

次に、同項5目特別養護老人ホーム費につきましては、特別養護老人ホーム甌島敬老園のボイラー改修に係る工事費につきまして、特定離島ふるさとおこし推進事業実施計画の決定を受けたことに伴う財源調整であります。

次に、歳入について御説明させていただきますので、15ページをお開きください。

17款2項2目民生費補助金2節老人福祉費補助金の増額補正は、歳出で御説明しました特別養護老人ホーム甌島敬老園のボイラー改修工事に係る特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、補助率は70%になります。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）資料は

ございませんが、口頭で御説明申し上げさせていただきます。

さきの本会議におきまして、中島議員より御質問いただきました高齢者訪問給食につきまして、「現在実態調査を行っており、その結果次第では単価の改正を検討していく必要がある」と部長答弁をさせていただきました。

現在、実態調査の結果を、分析・整理中ではありますが、昨今の物価高騰等により原材料価格が上昇しており、高齢者訪問給食事業にも影響が出てきているように見受けられます。

今後、更に分析を進めさせていただき、結果次第では9月議会において補正をお願いすることが予想されますので、事前に各委員の皆様には現在の状況を御報告しておきたいと思っております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（溝上一樹）本市の高齢者に対する各種の助成制度について、ちょっと質問させていただきます。紙おむつなどの介護用品を購入する際に利用できる券を発行する家族介護用品支給事業、これがとてもすばらしい助成制度になると思うんですけど、その該当するための要件の中に、薩摩川内市に1年以上居住しとかなんかといけないというルールがあるんですけど、これの根拠と理由を教えてくださいよろしいですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）今御質問いただきました高齢者福祉の資料に載っていますように、本市に住民登録して1年以上ということになっておりますけれども、やはり介護保険とかそれなりの予算を一応頂いてつくっておりますので、ある程度、市民に長期居住というかしていただくのと、あと、こういう券を利用するがために、転出入を繰り返す恐れもあります。そういうのを避けるために、ある程度1年以上の登録をお願いしているところでございます。

○委員（溝上一樹）今現在、不正受給の数とかお分かりですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎）1年以上住民登録になるので、そもそも申請がないので、そこは不正受給というのはいないです。

○委員（溝上一樹）地域から結構長く、相談等受けるんですけど、そういう助成制度を利用した

いけど、そういう要件でなかなか助成することができないっていう相談とか、そういうのがあります。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎） 私どものところにつきましては、申請時点で御説明したときには、特にそういった苦情というか、お願いというのは、あまり聞いていない現状です。

○委員（溝上一樹） 個人的に数名の方からそういう相談を受けてまして、例えばここちょっと紹介させていただくんですけど、甌島に長年住んでいる高齡の方がおられて、在宅介護が必要ということで、ちょっと本市外のところから娘さんとか息子さんが来られて、そういうの当然1年間は該当しないってことですね。これ両方ですね。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎） これはおむつをもらう人が、その券を頂く人が1年以上。（後刻訂正発言あり、29ページ参照、そのまま記載）

○委員（溝上一樹） ということは、介護者は1年以上いなくてもいいってことですか。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎） ですから、本人申請をしていただければ、本人さんはずっといらっしゃるので。交付はできると考えてます。

○委員（溝上一樹） すいません。申し訳ないです。では、ちょっと問題が大きくなっちゃうんですけど。介護されるほうと、介護するほう両方が1年以上住んでいなければいけないと説明をされた。支所でそういうことで、該当しなかったと言われたんですけど、間違いですか。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎） すいません。ちょっとそこを聞いてないので。後日調査させていただいてよろしいでしょうか。

○委員（溝上一樹） すいません。よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達） 溝上委員、大丈夫ですか。

○委員（溝上一樹） よろしくをお願いします。

○委員（犬井美香） ちょっと1点教えていただきたいことがあるんですけども。通所系のサービスとかに通っていらっしゃる方がそこで昼食を食べるなどして、事故が起きたと、そういう報告というのは、市にきちんと上がってくるんでしょうか。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎） 事故報告ということで、詰まらせて救急搬送、あるいはそういったことの報告はうちにまいります。

○委員（犬井美香） ちょっと個別案件なので、後ほどまいります。よろしくお願いします。

○委員（落口久光） 今回、高齡者関係の質問をされた方も多数いらっしゃいまして、私もその中やりましたが、その中で、高齡者の元氣度アップ事業、昔やっていたサロンのポイント制度とかやっていたと思うんですけど、残念ながらもうなくなって、現在に至っているところですが、廃止までのいきさつの整理と、どういうふうに廃止されたのかということ、もう1回確認したいのと、これも質問して更に要支援、要支援介護になる方々を、もっともっと減らしていこうというような活動の中で、元氣度アップ事業のバージョンアップ版として、もう1回復活する可能性はないかどうか、そういう考えはないか、コメントを頂きたいと思います。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎） 多分今の御質問はサロンに対する補助金の関係だということに認識しております。

元氣度アップにつきましては、現在もサロンに参加されると1日1ポイントずつ押せますので、多分サロンに対する助成金の整理だと思いますので、その辺について、ちょっと御説明をさせていただきます。

まず、サロンの補助金につきましては、社協のほうに委託しておりました。平成28年10月に社協のほうで、委託というか、その補助金について検討して、ほかの地区の社協さんは共同募金の還元金を主に財源として、市からの委託料はないと、あとサロンはやっぱり住民主体が原則であるということで、住民の方が市の補助金がないほうが自由に動けるということも考えまして、平成29年に各サロンに全て1年間かけて説明をさせていただきまして、平成30年4月から制度を変えました。すぐにサロンの補助金を打ち切るというのは当然できませんので、3年間は継続をさせていただいております。3年たった後、その後につきましては、共同募金の還元金、大体共同募金の額によって差が出ますけれども、年間約6,000円ずつはずっと継続して補助金は社協のほうから出てる状況です。ただ市からの社協に

対して委託料、それからサロンに行く分につきましては、新規サロンは当然3年間は出ますけれども、継続サロンにつきましては、3年間で市からの補助金がなくなる、あとは共同募金の還元金の補助しか出ないという整理を続けているところでございます。

○委員（落口久光） いろいろ話を聞くと、やっぱり復活というか、なくなるというふうに対しては、本当は、できたらそれは避けていただきたいというような声があったらしいんですが、そういう声って上がってきてないですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 我々としては、社協さんのほうから整理して説明したということで、御報告いただいているので。ただ、当然、ほかの一般質問でも多々御質問は頂いておりますけれども、その都度、今、先ほど私が答弁したとおりの御説明をさせていただいて、自由な活動、住民主体で、皆さんが寄り合って、市から補助金があると実績報告とか作らないといけないとか、いろいろ難しいという意見もありましたので、自由な活動をさせていただきたいという声もありますので、社協の共同募金の補助金のみ、今は新規以外はそういうふうな流れになっております。

○委員（井上勝博） 自由な活動をしたいから補助金はもういらないよというのは、ちょっと私の認識と違っていて。やっぱりサロンを運営されている方にしてみれば非常にありがたがられていて、そのことによってサロンをどんどんつくっていったという経過があつてなんですけども、その助成金がかかることによって、負担金を参加者から取らなきゃいけないんじゃないのかという、そういう疑問があつたりして、説明の中では、助成金は少なくなるけれども、それをカバーするような様々なアドバイスをやるようにしますという話だったように、私は記憶していて、その実際、では、サロンに対する様々なアドバイスというのはやられているのかなというのは、ちょっとその後分からないんですけれども。経過としては私はそういう認識だったんですけれども、そのサロンをやられている側から自由にサロンを開けないから、助成金はいらないよっていうことじゃなくて、助成金は必要なだけ、それを切らないでくれというのが、私は多数だったというふうに思っている

んです。だからサロンをやられている方々のせいにされているような気がして、ちょっとそれは違うんじゃないかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） その補助金をなくすというか、なくなったときにどのようなサロンに対する助成というか、お手伝いができるのかということで、そのときに講師派遣、講習、いろんな健康教室の講師派遣を今まで1回だったのを、2回に増やしますとか、レクリエーション資材等の貸し出し、あるいは福祉バス、どこかお出かけするときに福祉バスの無料利用も年1回できますよとか、あと、ちょっと被りますけど、元気度アップの参加者には、当然1ポイント差し上げますし、一般支援員、40歳から64歳の方は、元気度アップの支援型というのが登録できます。社協登録なんですけど、その方にも、1回の支援のたびに、1ポイント差し上げますというような形、あと公共施設を使うときにも減免をしますよという形で、できる限りのサポートはさせていただいている現状はあります。

○委員（井上勝博） 今でもやっぱりサロンの助成金のことを言われる方がいらっちゃって、今言われているようにサポートの実績というのがあるのであれば、それをまとめていただければ資料としていただければありがたいんですが、それはまとめられるものですか。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） 後日、資料をまとめてお示ししたいと思います。

○委員長（帯田裕達） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（帯田裕達） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

○高齢・介護福祉課長（中俣賢一郎） すみません。先ほどの説明で私の間違いがありました。訂正をさせていただきます。

介護用品の申請です。要介護者及び介護者、両方とも溝上議員がおっしゃたとおり両方とも1年以上市内居住者ということでした。申し訳ございません。訂正してお詫び申し上げます。
(28ページの発言訂正)

○委員（溝上一樹） ありがとうございます。正直安心しました。もらえるのにもらえなかった市

民がいるっていうのが一番問題だと思うので、この際、不正受給もないということで、課長のほうもそのような認識なのであれば、対象要件の変更をお願いします。

○高齡・介護福祉課長（中俣賢一郎） 今、確認がすぐできないんですけど、条例規則等があると思いますので、その辺はまた、その辺を勉強させていただければありがたいと思います。

○委員長（帯田裕達） 以上で、終わります。

△保護課の審査

○委員長（帯田裕達） 次は、保護課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（新川皇祐） それでは、生活保護の状況について説明させていただきます。

生活福祉委員会資料の3ページをお開きください。

（1）は、3月時点での被保護人員及び保護率の年次推移であります。昨年3月と比較して、県の人員・保護率は、減少傾向にあります。本市におきましても、平成30年3月まで増加傾向で推移していましたが、令和2年3月以降減少しており、昨年3月と比較すると人員・保護率とも県同様、若干の減少傾向で推移しています。なお、保護率では県内19市中13番目であります。

次に、（2）は、本市相談件数及び生活保護申請数等の推移です。令和3年度の相談件数は216件で昨年度から4件増加しており、申請件数も37件増加しております。また、資料にはございませんが、令和3年度の相談者の男女別件数は男性が128人、女性が88人でございました。なお、申請件数等の合計が合っておりませんが、これは、申請日と決裁日が年度をまたいだためのものです。

（3）は、新型コロナウイルス感染症関係の相談・申請等の状況です。令和3年度は、相談件数5件、申請件数5件、保護開始件数4件、取下げ1件、却下1件であり、昨年と比較すると減少しております。先般の新聞記事によりますと、生活保護申請

件数が11年ぶりに増加に転じた令和2年度に引き続き、コロナ禍の影響により増加しているとの報道がありました。本市においても相談及び申請件数とも若干増加しておりますが、資料のとおり現時点において、コロナ禍の影響はほとんどないと考えております。なお、この表も（2）同様、合計が合っておりませんが、これも、申請日と決裁日が年度をまたいだためのものです。

次に、（4）は、3月時点の本市世帯類型別の推移です。高齢者世帯が407世帯と最も多く、世帯割合も平成30年3月から5割を超えています。なお、この傾向は、国・県でも同様でございます。現在のところ、新型コロナウイルス感染症に関する相談・申請件数は少ない状況であります。新型コロナウイルス感染拡大が長引いていることから、新聞報道等にもあるとおり、国等の支援制度を利用し、暮らしをしのいでいる世帯も多いことから、今後、生活再建ができないまま制度が終了すれば、生活保護が必要になる人が増える可能性もあると推測されることから、今後、保護相談及び申請が増加するものではないかと考えております。

○委員長（帯田裕達） ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 生活保護を受けておられる方々が、年々減少をしているという説明をいただいたところでありますけれども、一方で生活保護を受けておられる方々の多くは高齢者、そして次に障害者、母子世帯というような形になってくるとは思いますが、高齢者が年々増えているという状況の中で、生活保護を受けておられる方々の介護保険を、いわゆる第1号被保険者の方々の推移、今生活保護は減少しているけれども、この方々の中で、認定をされて介護保険の制度を利用しておられる方々の推移をお示しいただければと思うんです。生活保護の介護保険制度を利用しておられる方については、利用負担は1割負担、これについては介護扶助、あと保険料については生活扶助かなというふうに認識はしているんですけれども、その数字等をお示しいただきたいと思えます。

○保護課長（新川皇祐） 65歳以上の方が対象になるんですが、その介護扶助を要支援1から

要介護5までの推移を、すいません、今ここに数字を持っておりませんので、後ほど提示させていただきます。申し訳ありません。

○委員（犬井美香）男女別の推移などもちゃんと示していただいております。コロナ禍においても、生活保護の受給率が上がっていない、逆に少しずつ減少しているということで、少し安心したところなんですけれども、生活困窮自立支援制度というのがあると思うんですが、その関係性であったり、そこがうまくいっているからこそ、そちらに移行しないで済んだ事例とか、何かその成果というのが見えているようだったら教えてください。

○保護課長（新川皇祐）自立支援、相談の関係につきましては、制度が始まった平成27年度から生活保護の担当部局と、しっかり連絡調整するようにということで、お互いが連携はしております。それで、まず生活保護のほうに保護課のほうに相談に来られた方で、なかなかやっぱり生活保護にはちょっと抵抗があるとか、仕事がちょっと見つければ、保護はいらないんだけどという方につきましては、相談グループにつないでおります。逆に相談グループに相談に行かれて、手立てがないという方については、相談グループから保護課のほうに連絡をもらって、連携して動いております。

○委員（犬井美香）そこの連携すごく大事ですし、すごく大変なことだと思うんですけど、できるだけ丁寧に対応していただいて、なるべく市民の方々が困らないような生活の在り方というのをまた構築していただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第64号 令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、審査を一時中止しておりました議案第64号を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（福森ひとみ）それでは、歳出1件について御説明いたしますので、予算に関する説明書の28ページをお開きください。

3款3項2目児童措置費について、国庫支出金等精算返納金で、令和3年12月に支給開始しました、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、児童1人10万円を支給しました事業のうち、令和3年度分の実績確定による国への精算返納金になります。この事業は全額国庫負担で、事業は一部を令和4年度へ繰り越しております。なお、同給付金事業の令和3年度の支給実績につきましては、この後の所管事務調査におきまして委員会資料にて詳細を説明させていただくこととしております。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑はないと認めます。

以上で、議案第64号令和4年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしました。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（福森ひとみ）それでは、生活福祉委員会資料の4ページを御覧ください。

まずは、令和3年度子育て世帯への臨時特別給

付金の支給状況について説明いたします。1は低所得の子育て世帯に対する給付金で、子ども一人につき5万円の支給、支給状況につきましては、アの独り親世帯分では、児童扶養手当受給者、公的年金給付等受給者、家計急変者にそれぞれ支給を行い、合計920人、児童数1,445人、支給総額7,225万円となりました。また、イの独り親世帯以外分では、市民税非課税の児童手当・特別児童扶養手当受給者、高校生相当年齢の児童のみの養育者、家計急変者にそれぞれ支給し、合計430人、児童数892人、総額4,460万円となりました。

次に、2の子育て世帯への臨時特別給付金は、国の事業で、先ほど補正予算で説明しました事業になりますが、昨年の12月に5万円を先行で支給を行い、追加で5万円を支給し、合計で子ども一人につき10万円支給となったもの等で、支給の状況では、離婚等により新たに養育者となったにも関わらず、元の養育者が給付金の対象者となり給付を受けられない方への支援給付金を合わせて、8,348人、児童数15,759人、支給総額15億7,580万円を支給しております。

次に、5ページを御覧ください。

3の子育て世帯への臨時特別給付金で、これは2の国の事業で所得制限により給付金を受けられない児童手当法の特例給付受給者に対して、本市独自事業として、子ども一人につき10万円を、対象308人、児童数538人、総額5,380万円を支給しております。

続きまして、Ⅱ令和4年度の子育て世帯への臨時特別給付金の支給スケジュールについて、本年5月23日に第1回補正予算として専決処分をさせていただきました、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の概要を御説明します。（1）の目的は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため支給するもので、支給対象者や支給額につきましては、先ほど御説明しました令和3年度に実施しました低所得の子育て世帯への給付金と同じ内容のものとなっております。

支給スケジュールとしまして、アの独り親世帯分は、①の積極支給の申請が不要な児童扶養手当受給者に対し、6月2日に支給の通知を郵送し

6月23日に支給を行なっております。次の②申請が必要な方につきましては、市のホームページにて掲載し、本日6月27日より受付を始めております。また、7月初めには市の広報紙にも掲載予定で、申請期限は来年2月28日までとなっております。

次のイの独り親世帯以外分につきましては、①の積極支給の申請が不要な市民税非課税の児童手当、特別児童扶養手当受給者に対し、6月14日に支給の通知を郵送し6月29日の支給を予定しております。また、②の申請が必要な方につきましても、アの独り親世帯分と同様に市ホームページに掲載し、本日から受付を開始しまして、市の広報紙への掲載にて周知を予定しております。こちらも2月28日までの申請期限となります。なお、令和3年度に申請があった方に対しては、今回の給付金の概要のチラシを今後個別に送付する予定としております。また、今回の低所得の子育て世帯への給付金の費用は、昨年度と同様に事務費を含み、全て国庫負担になります。

それでは、以上が委員会資料の説明となりますが、口頭ではありますが、最後に1件御説明をさせていただきますと思います。先週になりますが、令和4年6月21日付で鹿児島県より、令和4年度保育所等給食支援事業の実施に向けた検討についてとして通知が発出されました。内容としましては、コロナ禍において、物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、保育所等に対して必要な経費を支援するもので、去る6月24日に市町村向け説明会が実施されたところです。

この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、園児に給食等を提供し保護者から給食費を徴収している私立の保育所等に対して、対象園児数に応じて物価上昇率を踏まえた給食費を補助するもので、幼稚園や幼稚園型認定こども園、県所管の認可外保育施設は県が全額負担し、それ以外の保育所、認定こども園、地域型保育施設等では、県が2分の1補助することが示されましたことから、本市におきましても、この鹿児島県の保育所等給食支援事業を活用した取組を今後検討していきたいと考えているところです。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（落口久光）最後言われた保育所の給食支援の件なんです、これは各家庭が払うものに対して助成する形になるという認識なんですか。

○子育て支援課長（福森ひとみ）こちらにつきましては、各保育施設のほうに補助するものになりますので、物価上昇分としての月額単価につきましてを補助するものになります。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△保険年金課の審査

○委員長（帯田裕達）次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第65号 令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

○委員長（帯田裕達）まず、議案第65号令和4年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）まず、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書54ページを御覧ください。

1款3項1目運営協議会費につきましては、令和4年度の当初予算編成時において、通年の2回の協議会開催に加え、令和4年度限定で、2回の国保税協議分を含めた計4回で計画をし、予算措置いたしておりましたが、国保税協議の審議回数を4回に増やすこととなり、計6回開催することになったことに伴い、また新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当初昼間開催で計画していたものが、夜間開催となったことに伴いまして、甌島在住の委員の宿泊費が必要となるため委員報酬と旅費をそれぞれ増額補正したものでございます。

次に、55ページを御覧ください。

2款6項1目傷病手当金につきましては、令和4年度当初予算編成時におきまして、傷病手当金の対象期限が令和4年3月31日となっておりまして、当該事業分の令和4年度当初予算の要求は行っておりません。しかし、令和4年2月10日付け厚生労働省通知によりまして、給付対象期間が令和4年6月30日に延長され、さらに令和4年5月16日付の通知によりまして、令和4年9月30日まで延長されたため、支給に要する費用を増額補正するものでございます。

次に、前にお戻りいただきまして52ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。6款2項1目保険給付費等交付金につきましては、歳出で御説明いたしました傷病手当金の補正額と同額を。

また、53ページを御覧ください。

9款2項1目国民健康保険基金繰入金につきましても、同じく歳出で御説明いたしました運営協議会費の補正額と同額をそれぞれ増額補正したものでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）傷病手当金というのがあったわけですが、ある方から質問を受けて、コロナで休んだ傷病手当があるんですかっていうことについては、ありませんという回答だったわけですが、ここでの傷病手当っていうのと、コロナのために休んだために、賃金補償というか、生活補償という点での傷病手当と違うものなのかどうかちょっと説明していただけますか。

○保険年金課長（山元 茂）ただいま、井上委員から言われた傷病手当と申しますのは、今説明をいたしました、事業所が国保の事業所ですね、そちらで働いていらっしゃる方がコロナ等におきまして、休業した場合の補償経費でございます。

○委員（井上勝博）国保加入者が、例えばコロナのために仕事を休まざるを得なくなったということについて、その傷病手当というのはないということでもいいんですか。

○保険年金課長（山元 茂）傷病手当は、国保の場合、今までなかった制度でございますので、今委員が言われる手当と私が今説明している手当は同じものだと思っております。

○委員（井上勝博）すみません。最近傷病手当がありますかっていうそういう問合せがあつて、私はあるんじゃないかなというふうに言つて、直接聞いてもらつたら、ないと言われたということで、働いている人が、コロナで休んで、その間の収入の保険というか、補償というか、そういう傷病手当はないっていうふうに聞いたんですけど、それは間違いですか。

○保険年金課長（山元 茂）この手当につきましては、今、昨年来、傷病手当、今委員が申されました、コロナ禍におきましてその事業所のほうを休んだら場合の補償ということで手当ができたものでございますので、ないということは、もしかしましたら、事業所のほうが、働いている方ではなくて、国保の事業者の方が手当はないのかという問合せは来たこともございましたので、そちらのほうと、若干こう重複されているのではないかと思います。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（帯田裕達）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保険年金課長（山元 茂）それでは、所管事務調査といたしまして、委員会資料に基づき御説明させていただきます。生活福祉委員会資料の6ページを御覧ください。

表題が国民健康保険税算定方式の変更等に係る検討状況についてと記載されたものでございます。

今回の資料につきましては、令和3年12月議会の委員会におきまして御説明申し上げました、国民健康保険税の算定方式の変更等やスケジュール等につきまして、その後の状況等をお示したものでございます。前回の説明と重複する部分もございませうけれども、よろしくお願ひをいたします。

まず、本市と県における状況でございます。平成22年度以降、本市は国民健康保険税の税率を維持してまいりましたが、被保険者数の減少や医療技術の高度化による一人当たり医療費の増加等を要因に厳しい財政状況が続いております。

また、平成30年度より国保財政運営の責任主体となりました鹿児島県は、国民健康保険税の算定方式について、令和5年度から県内全市町村において、3方式に統一する方針を示しております。

これらのことを踏まえまして、本市の現行の国民健康保険税算定方式が4方式であることから、3方式へ変更が必要となります。また、算定方式の変更と併せまして、県が毎年公表いたしております、標準保険料率を基とした税率見直しを行うため、現在、薩摩川内市国民健康保険事業の運営に関する協議会において協議を行つていただいているところでございます。最終的に、同協議会で正式な決定を頂いた後、改正条例等の改正等を行いたいと考えております。

それでは、協議会におけるこれまでの経過について御説明いたします。1の表を御覧ください。まず、令和4年3月22日の令和3年度第2回の協議会におきまして、国民健康保険税算定方式の改定等についてを議題といたしまして、1回目の国保税に係る協議を執り行いました。次に、令和4年4月28日の令和4年度第1回の協議会において、国民健康保険税率3方式による試算についてと国民健康保険基金の推移についてを議題とし2回目の国保税に係る協議を行い、令和4年5月25日の令和4年度第2回の協議会において、被保険者の負担感を可能な限り軽減するための措置についてを議題とし、3回目の国保税に係る協議を行ったところでございます。

次に、2でございます。今後のスケジュール、予定を御覧ください。今後、令和4年7月に開催予定の、令和4年度第3回の協議会に諮問し答申を頂く予定としております。また、令和4年8月に9月議会定例会への国民健康保険税条例改正案

の上程を行い、令和5年4月より、新しい税率による賦課を開始することとしたいと考えているところでございます。

○委員長（帯田裕達）ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）7月に審議会の諮問答申が行われる、諮問・答申というのは、答申が行われるという理解でいいのかなと思うのですが、その答申が出たら、直ちにその内容については公表されるということで理解していいですか。

○保険年金課長（山元 茂）情報は公開できると思います。ただし、所要の手続、情報公開の請求等していただくことが前提となりますが、できる範囲で公開はできると思います。

○委員（井上勝博）情報開示をしなくても、協議会の答申を受けるわけですので、その答申の内容については、やっぱり市民の暮らしに関わる重要な問題ですので、まずは、その公開するっていう記者会見を開くとかして、公開するというふうには考えてないですか。

○保健福祉部長（小柳津賢一）この件につきましては、最終的に9月議会で議案を上程させていただきまして、議会の議決がないと幾ら公表しても、そのとおりに行くかどうか分かりませんので、今のところでの諮問を受けての公表というのは予定しておりません。

○委員長（帯田裕達）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（帯田裕達）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（帯田裕達）ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後 3時12分休憩

~~~~~

午後 3時15分開議

~~~~~

○委員長（帯田裕達）ここで、本会議に戻します。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

ただいま御協議いただいたとおり、7月14日に現地視察を実施することとし、委員派遣の手続については、委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（帯田裕達）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

#### △閉 会

○委員長（帯田裕達）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 帶田 裕達